

令和7年2月26日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

(2分冊の2)

目 次

令和7年3月一宮市議会定例会議案(単行)

(議案第16号～議案第24号は、「2分冊の1」に登載)

議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例等の一部改正について
議案第17号	一宮市職員定数条例の一部改正について
議案第18号	一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例の制定について
議案第19号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する 条例の一部改正について
議案第20号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第21号	一宮市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第22号	一宮市職員旅費額条例の一部改正について
議案第23号	一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
議案第24号	一宮市手数料条例の一部改正について

(これ以後の議案は、「2分冊の2」に登載)

議案第25号	一宮市民生委員定数条例の一部改正について	1頁
議案第26号	一宮市保育所条例等の一部改正について	3頁
議案第27号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について	7頁
議案第28号	一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	11頁
議案第29号	一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	13頁
議案第30号	一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例の廃止に ついて	16頁

議案第31号	一宮市公衆浴場法施行条例の一部改正について	18頁
議案第32号	一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部改正について	20頁
議案第33号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	24頁
議案第34号	一宮市斎場条例の一部改正について	33頁
議案第35号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について	37頁
議案第36号	一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部改正について	41頁
議案第37号	一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	44頁
議案第38号	アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の一部改正について	52頁
議案第39号	一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	55頁
議案第40号	多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	58頁
議案第41号	三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	59頁
議案第42号	実験台及びドラフトチャンバーの売買契約の締結について	60頁
議案第43号	高速液体クロマトグラフ質量分析計の売買契約の締結について	61頁
議案第44号	和解及び損害賠償の額の決定について	62頁
議案第45号	包括外部監査契約の締結について	63頁
議案第46号	市道路線の廃止及び認定について	64頁
報告第1号	専決処分の報告について	88頁
報告第2号	専決処分の報告について	90頁
報告第3号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	91頁
報告第4号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	96頁
報告第5号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	107頁

一宮市民生委員定数条例の一部改正について

一宮市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

現行の民生委員の任期満了に伴い、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市民生委員定数条例の一部を改正する条例

一宮市民生委員定数条例(令和2年一宮市条例第53号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する民生委員の定数は、 <u>525人</u> とする。	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する民生委員の定数は、 <u>528人</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

一宮市保育所条例等の一部改正について

一宮市保育所条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、2保育所の定員を増員し、12保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例等の一部を改正する条例

(一宮市保育所条例の一部改正)

第1条 一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立貴船保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立葉栗保育園	略	<u>70名</u>
略		
一宮市立丹陽保育園	略	<u>130名</u>
一宮市立丹陽西保育園	略	<u>250名</u>
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>160名</u>
一宮市立大和北保育園	略	<u>60名</u>
略		
一宮市立奥町東保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立千秋南保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立朝日西保育園	略	<u>60名</u>
一宮市立開明西保育園	略	<u>130名</u>
略		
一宮市立朝日東保育園	略	<u>60名</u>
一宮市立門間保育園	略	<u>150名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
略		

一宮市立貴船保育園	略	150名
略		
一宮市立葉栗保育園	略	60名
略		
一宮市立丹陽保育園	略	120名
一宮市立丹陽西保育園	略	240名
略		
一宮市立大和東保育園	略	170名
一宮市立大和北保育園	略	70名
略		
一宮市立奥町東保育園	略	130名
略		
一宮市立西御堂保育園	略	80名
略		
一宮市立千秋南保育園	略	140名
略		
一宮市立朝日西保育園	略	50名
一宮市立開明西保育園	略	120名
略		
一宮市立朝日東保育園	略	50名
一宮市立門間保育園	略	140名
略		

(一宮市保育所条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市保育所条例の一部を改正する条例(令和6年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則の別記中

「

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立葉栗保育園	略	
一宮市立光明寺保育園	一宮市光明寺字大条戸135番地	130名
略		
一宮市立浅井保育園	略	
一宮市立浅井中保育園	一宮市浅井町大日比野字東屋敷2415番地	60名
略		
一宮市立玉ノ井保育園	略	
一宮市立里小牧保育園	一宮市木曾川町里小牧字神明東5番地1	70名

」を

「

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立葉栗保育園	略	
一宮市立光明寺保育園	一宮市光明寺字大条戸135番地	130名
略		
一宮市立浅井保育園	略	
一宮市立浅井中保育園	一宮市浅井町大日比野字東屋敷2415番地	60名
略		
一宮市立玉ノ井保育園	略	
一宮市立里小牧保育園	一宮市木曾川町里小牧字神明東5番地1	60名

」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)の施行による栄養士法(昭和22年法律第245号)の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)等の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に係る要件を変更するため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第16条 略 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保育所の設備の基準の特例) 第35条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、	(保育所の設備の基準の特例) 第35条 略

当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、市、保健所等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われていること。 (3)～(5) 略	(1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、市、保健所等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われていること。 (3)～(5) 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(施設、設備等) 第6条 略 2～7 略 8 次に掲げる要件の全てを満たす認定こども園は、前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、満3歳未満の子どもの保育を行わない場合であって、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているときは、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。 (1) 略	(施設、設備等) 第6条 略 2～7 略 8 略 (1) 略

(2) 当該認定こども園又は他の施設、市、保健所等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 9・10 略	(2) 当該認定こども園又は他の施設、市、保健所等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 9・10 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (3) 一般型乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。)第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (4) 余裕活用型乳児等通園支援事業所 基準府令第20条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

(設備の基準)

第3条 一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(その他の基準)

第4条 前条に定めるものを除くほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令に定めるとおりとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

通院に係る助成について、受給資格者を出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡大するため、本案を提出する。

一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

一宮市子ども医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(助成の範囲) 第4条 市長は、保護者等に対し、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、法令の規定による国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は家族療養附加金等他の制度による医療費の給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(次条第1項において「入院に係る助成のみの子ども」という。)にあっては、入院に係るものに限る。)を助成する。ただし、一宮市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第35号)、一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年一宮市条例第34号)又は一宮市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成19年一宮市条例第54号)の規定により、この条例の規定による子ども医療費の助成と同等な医療に関する給付を受けることができる場合は、この限りでない。 2 略 (受給者証) 第5条 市長は、受給資格者(入院に係る助成のみの子どもを除く。以下この条及び第8条第1項第1号において同じ。)の保護者の申請により、当該受給資格者に対し子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)	(助成の範囲) 第4条 市長は、保護者等に対し、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、法令の規定による国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は家族療養附加金等他の制度による医療費の給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額_____ _____を助成する。ただし、一宮市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一宮市条例第35号)、一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年一宮市条例第34号)又は一宮市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成19年一宮市条例第54号)の規定により、この条例の規定による子ども医療費の助成と同等な医療に関する給付を受けることができる場合は、この限りでない。 2 略 (受給者証) 第5条 市長は、受給資格者_____ _____の保護者の申請により、当該受給資格者に対し子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)

を交付する。 2 略	を交付する。 2 略
---------------	---------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費に対する助成について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

議案第30号

一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例の廃止について

一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市火災被災者用緊急避難所を廃止するため、本案を提出する。

一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第148号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条前段の規定により貸付けに係る許可を受けている者に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公の施設の廃止) 第2条 次の各号のいずれかに該当する公の施設を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1)～(43) 略 (44) <u>一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第148号)第2条に定める火災被災者用緊急避難所</u> (45)～(55) 略	(公の施設の廃止) 第2条 略 (1)～(43) 略 (44)～(54) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

一宮市公衆浴場法施行条例の一部改正について

一宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令/建設省令第1号)の一部改正に伴い、条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

一宮市公衆浴場法施行条例(令和2年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(衛生措置等の基準) 第4条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。 ア 略 イ <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。 ウ 略 (5)～(27) 略	(衛生措置等の基準) 第4条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア 略 イ <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。 ウ 略 (5)～(27) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部改正について

一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例(平成25年愛知県条例第33号)の一部改正に伴い、一宮市の歯科口腔保健を一層推進するため、基本的施策にオーラルフレイルの予防を図るための施策等を新たに追加し、及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

一宮市歯と口の健康づくり推進条例(平成30年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 八〇二〇運動 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例(平成25年愛知県条例第33号)第2条第4号に規定する運動をいう。</u> (基本理念) 第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 (1) 略 (2) 乳幼児期から高齢期までの<u>それぞれの時期における</u>口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。 (3) 略 (基本的施策) 第9条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。 <u>(1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な</u>	(定義) 第2条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) オーラルフレイル 適切な対応を怠ると心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能が虚弱であることをいう。</u> はちまるにいまる <u>(5) 8 0 2 0 運動 80歳で自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。</u> (基本理念) 第3条 略 (1) 略 (2) 乳幼児期から高齢期までの<u>ライフステージごとの</u>口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。 (3) 略 (基本的施策) 第9条 略 <u>(1) 市民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性その他の歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策</u> <u>(2) 乳幼児期から高齢期までの次に掲げるライフステージにおける歯科口腔保健の推進に必要な施策及び生涯を通じ</u>

_____施策 (2) <u>八〇二〇運動</u>の推進に必要な施策 (3) 障害者_____ _____ _____, 介護を 必要とする者等に対する適切な歯科口 腔保健の推進に必要な施策 (4) 歯科口腔保健の観点からの食育及び 糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣 病対策_____ に必要な施策 (5) 災害発生時における_____口腔衛生 の確保等による二次的な健康被害の予 防に関する施策 (6) 略 (7) 略	た切れ目のない歯と口の健康づくりに 関する施策 ア 乳幼児期 口腔の育成及び嚥下等^{えん} に係る口腔機能の獲得を図るための 施策 イ 学齢期 学校教育等における歯と 口の健康づくりに必要な健康教育の 実施、フッ化物応用等によるう蝕^{しょく}予 防及び歯肉炎予防を図るための施策 ウ 成人期 歯周病の予防及び改善並 びに妊産婦の歯科健康診査の受診の 促進を図るための施策 エ 高齢期 歯の喪失予防に必要な良 好な口腔衛生の確保及びオーラルフ レイルの予防を図るための施策 (3) ^{はちまるにいまる}8 0 2 0 運動の推進に必要な施策 (4) 障害者、医療的ケア児(医療的ケア児 及びその家族に対する支援に関する法 律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規 定する医療的ケア児をいう。)、介護を 必要とする者等に対する適切な歯科口 腔保健の推進に必要な施策 (5) 歯科口腔保健の観点からの食育、介 護予防並びに糖尿病、脳卒中、がんそ 他の生活習慣病の対策及び合併症予防 に必要な施策 (6) 災害発生時における迅速な口腔衛生 の確保等による二次的な健康被害の予 防に関する施策 (7) 略 (8) 歯科口腔保健における多職種との連 携体制強化のための施策 (9) 歯科検診を通じて、保護者による適 切な健康管理がなされていない子ども を早期に発見するための施策 (10) 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国民健康保険税に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,800円</u> (2) 特定世帯 <u>9,900円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,850円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>33,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,600円</u> (2) 特定世帯 <u>10,800円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,200円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、

国民健康保険の被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円

(2) 特定世帯 2,700円

(3) 特定継続世帯 4,050円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特

国民健康保険の被保険者1人について10,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 略

定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 23,520円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

(イ) 特定世帯 1,890円

(ウ) 特定継続世帯 2,835円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,465円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,620円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 略

げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,700円

(イ) 特定世帯 1,350円

(ウ) 特定継続世帯 2,025円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,300円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基

基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,960円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,980円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,970円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,080円</u> (イ) 特定世帯 <u>540円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>810円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,160円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規	基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,720円</u> イ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,320円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,160円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,240円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,160円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u> (イ) 特定世帯 <u>660円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,520円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,320円</u> 2 略
---	---

定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,500円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,500円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,000円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,440円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,400円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,800円</u> 3 略	(1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,040円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,440円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,800円</u> (2) 略 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,620円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,700円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,320円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,400円</u> 3 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険

税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市斎場条例の一部改正について

一宮市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮斎場及び尾西斎場について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき指定管理者に管理を行わせ、施設の使用の制限等に係る規定を新たに追加し、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市斎場条例の一部を改正する条例

一宮市斎場条例(昭和41年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(事業) 第3条 斎場においては、<u>死体の火葬及び汚物等の焼却並びに霊安室の提供</u>を行う。 2 略 (使用許可) 第6条 斎場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可_____を受けなければならない。	(事業) 第3条 斎場においては、<u>次に掲げる事業</u>_____を行う。 (1) <u>死体及び死胎の火葬</u> (2) <u>犬、猫等の死体その他市長が認めるものの焼却</u> (3) <u>霊安室の提供</u> 2 略 (使用許可) 第6条 斎場を使用しようとする者_____は、市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。 2 市長は、斎場の管理上必要があるときは、<u>使用許可に条件を付することができる。</u> (使用の制限) 第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、斎場の使用を許可しない。 (1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u> (2) <u>斎場の施設、設備その他の物品をき損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</u> (使用権の譲渡等の禁止) 第6条の3 第6条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u> (使用許可の取消し等) 第6条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u>

	(1) <u>第6条の2各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</u> (2) <u>この条例の規定に違反したとき。</u> (3) <u>使用許可に付した条件に違反したとき。</u> (4) <u>虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。</u> 2 <u>使用者が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。</u> (原状回復義務) 第6条の5 <u>使用者は、その使用が終わったとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</u> 2 <u>使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行うことができる。この場合において、必要となる費用は、使用者の負担とする。</u> (損害賠償義務) 第6条の6 <u>使用者は、斎場の施設、設備その他の物品をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたときは、この限りでない。</u> (使用料)
(使用料) 第7条 <u>斎場の使用料は、斎場使用の許可を受けた者から前納により徴収する。</u> 2 <u>前項の使用料は、別表のとおりとする。</u> (使用料の免除) 第8条 <u>次の</u> <u>各号のいずれかに該当する者については、使用料を免除することができる。</u> (1)～(4) 略	第7条 <u>使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u> (使用料の免除) 第8条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、使用料を免除することができる。</u> (1)～(4) 略 (焼骨の引取り) 第9条 <u>使用者は、市長が指定する日時に死体及び死胎に係る焼骨の全部又は一部を引き取らなければならない。ただし、市長は、指定する日時に使用者が焼骨を引き取</u>

(委任) 第9条 略	<u>らないとき、又は管理上支障があると認めるときは、これを処理することができる。</u> (指定管理者) 第10条 市長は、斎場の管理運営上必要と認めるときは、<u>地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)</u>に斎場の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第11条 前条の規定により、指定管理者に斎場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) <u>火葬の執行に関する業務</u> (2) <u>斎場の維持管理に関する業務</u> (3) <u>使用許可に関する業務</u> (4) <u>第7条に規定する使用料の徴収及び収納に関する業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u> 2 <u>前項の場合における第6条、第6条の2、第6条の4、第6条の5、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> (委任) 第12条 略
--------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

展望塔の利用料金について、幼児を無料とし、及び回数利用券を廃止し、並びに条文の整備を行うため、本案を提出する。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用料金) 第5条 略 2 略 3 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。<u>ただし、次条第1項第1号の回数利用券に係る利用料金については、この限りでない。</u> (回数利用券等) 第6条 指定管理者は、利用者の利便に資するため、<u>次に掲げる利用券(以下「回数利用券等」という。)</u>を発行することができる。 (1) <u>回数利用券</u> (2) <u>年間利用券</u> 2 <u>回数利用券等</u> _____の利用者の区分、種類、利用料金の上限額及び有効期間は、別表第1の2に定めるとおりとする。 3 <u>回数利用券等</u>は、次に掲げる利用料金の納付には、使用することができない。 (1) <u>回数利用券等</u>の利用者の区分とは異なる区分の利用者に係る利用料金の納付 (2)・(3) 略 4 <u>回数利用券等は、再発行しない。ただし、汚損等による場合で、回数利用券等の記載内容が確認でき、かつ、これを回収することができるときは、この限りでない。</u> 5 年間利用券は、その購入の際あらかじめ指定管理者に届け出て登録された者(以下この項において「登録者」という。)<u>1名のみ</u>が利用することができる。この場合において、登録者を変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。	(利用料金) 第5条 略 2 略 3 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。_____ _____ (年間利用券) 第6条 指定管理者は、利用者の利便に資するため、<u>年間利用券</u> _____を発行することができる。 2 <u>前項に規定する年間利用券(以下「年間利用券」という。)</u>の利用者の区分____、利用料金の上限額及び有効期間は、別表第1の2に定めるとおりとする。 3 <u>年間利用券</u>は、次に掲げる利用料金の納付には、使用することができない。 (1) <u>年間利用券</u>の利用者の区分とは異なる区分の利用者に係る利用料金の納付 (2)・(3) 略 4 <u>年間利用券の発行を受けた者が、年間利用券の再発行を受けようとするときは、指定管理者に申請しなければならない。</u> 5 年間利用券は、その購入の際あらかじめ指定管理者に届け出て登録された者(以下この項において「登録者」という。)<u>_____</u>が利用することができる。この場合において、登録者を変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の還付等) 第7条 既納の利用料金の還付及び<u>回数利用券等</u>の払戻しは、行わない。ただし、既納の利用料金については、市長が定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。 別表第1(第5条、第6条関係) 【別記1 参照】 備考 1 この表において、「大人」とは15歳以上の者をいい、「小人」とは6歳以上15歳未満の者をいい、「幼児」とは4歳以上6歳未満の者をいう。 2 展望室の利用料金については、<u>4歳未満</u>の者は、無料とする。 3・4 略 別表第1の2(第5条、第6条関係) 【別記2 参照】 備考 1 略 2 <u>利用者の区分は、回数利用券にあってはこれを利用した日を、年間利用券にあってはこれを発行した日をそれぞれ基準とする。</u> <u>3・4</u> 略	(利用料金の還付等) 第7条 既納の利用料金の還付及び<u>年間利用券</u>の払戻しは、行わない。ただし、既納の利用料金については、市長が定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。 別表第1(第5条、第6条関係) 【別記1 参照】 備考 1 この表において、「大人」とは15歳以上の者をいい、「小人」とは6歳以上15歳未満の者を_____いう。 2 展望室の利用料金については、<u>6歳未満</u>の者は、無料とする。 3・4 略 別表第1の2(第5条、第6条関係) 【別記2 参照】 備考 1 略 2 この表において、「親子」とはあらかじめ指定管理者に届け出て、親子として登録された2名をいい、<u>年間利用券は、大人1名及び小人1名それぞれに発行する。</u> 3 <u>年間利用券の利用者の区分は、これを発行した日を基準とする。</u> <u>4・5</u> 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設等の区分	利用料金の上限額		
展望室	利用者の区分	個人 (1人1回)	20人以上の団体 (1人1回)
	略		

	小人	200円	160円
	幼児	100円	80円
略			

改正案

施設等の区分	利用料金の上限額		
展望室	利用者の区分	個人 (1人1回)	20人以上の団体 (1人1回)
	略		
	小人	200円	160円
略			

【別記2】

現行

利用料金の上限額		
利用者の区分 \ 利用券の種類	回数利用券 (利用券6枚つづりのもの)	年間利用券
大人	2,750円	2,000円
小人	1,100円	800円
幼児	550円	400円

改正案

利用料金の上限額	
利用者の区分	年間利用券
大人	2,000円
小人	800円
親子	2,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行した回数利用券については、なお従前の例による。

一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部改正について

一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市テニスコートのテニスコート及び照明設備について、利用の区分及び利用料金の上限額を変更するため、本案を提出する。

一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例(昭和57年一宮市条例第43号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条、第6条関係) 【別記 参照】 備考 略	別表第1(第5条、第6条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		テニスコート		照明設備	
		単位	利用料金の上 限額	単位	利用料金の上限額
アマチュアの 利用	入場料を徴収しない場合	1面2時間	600	1面1時間	400 (1時間を超える30分までごとに200)
	入場料を徴収する場合	1面2時間	3,000	1面1時間	2,000 (1時間を超える30分までごとに1,000)
その他の利用	入場料を徴収しない場合	1面2時間	3,000	1面1時間	2,000 (1時間を超える30分までごとに1,000)
	入場料を徴収する場合	1面2時間	6,000	1面1時間	4,000 (1時間を超える30分までごとに2,000)

改正案

区分	テニスコート			照明設備	
	単位	利用料金の上限額		単位	利用料金の上限額
		平日	土曜日・日曜日・休日		
入場料を徴収しない場合	1面2時間	800	1,000	1面1時間	400 (1時間を超える30分までごとに200)
入場料を徴収する場合	1面2時間	2,400	3,000	1面1時間	1,200 (1時間を超える30分までごとに600)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にその使用を許可するものについて適用し、同日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。

議案第37号

一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市民会館及び一宮市尾西市民会館について休館日に開館することができる要件を緩
和し、並びに使用時間、利用料金の上限額並びに割増利用料金の使用区分及び割合を変更
し、並びに一宮市木曽川文化会館について割増利用料金の使用区分及び割合を変更するた
め、本案を提出する。

一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市市民会館条例の一部改正)

第1条 一宮市市民会館条例(昭和48年一宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(休館日) 第2条の2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市が主催する行事のため必要があるときは</u>、開館することができる。 (1)・(2) 略 2 略 (利用料金) 第9条 略 2 <u>一宮市民会館については、その使用が別表第3使用区分の欄に該当する場合には、前項の利用料金に同表施設の欄に掲げる割合</u> _____を乗じて得た額を割増利用料金として加算する。 3 前2項に規定する利用料金は、第3条第1項に規定する許可の際納付しなければならない。 4・5 略 <u>別表第1(第3条関係)</u> 1 <u>一宮市民会館</u> 【別記1 参照】 2 <u>一宮市尾西市民会館ホール</u> <u>表略</u> 3 <u>一宮市尾西市民会館展示場</u> <u>表略</u> <u>別表第2(第9条関係)</u> 1 <u>一宮市民会館</u> 【別記2 参照】	(休館日) 第2条の2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が必要と認める</u> _____ときは、開館することができる。 (1)・(2) 略 2 略 (利用料金) 第9条 略 2 _____その使用が別表第3使用区分の欄に該当する場合には、前項の利用料金に同表施設の欄に掲げる割合(使用区分の欄のうち、2以上に該当する場合は、最も高い割合)を乗じて得た額を割増利用料金として加算する。 3 前2項に規定する利用料金は、第3条第1項に規定する許可の際納付しなければならない。<u>ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u> 4・5 略 6 <u>利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、5円以上の端数金額にあつてはこれを10円に切り上げ、5円未満の端数金額にあつてはこれを切り捨てるものとする。</u> <u>別表第1(第3条関係)</u> 【別記1 参照】 <u>別表第2(第9条関係)</u> 【別記2 参照】

備考	備考
1 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条各項に規定する休日という。
2 30分以上使用時間を延長する場合は、利用料金(割増利用料金を徴収する場合にあっては割増利用料金を含む。)の額の40パーセントに相当する額を徴収する。	2 使用時間を延長する場合は、延長時間30分ごとに、午前7時30分から午前8時30分までにあっては午前、午後9時30分から午後10時30分までにあっては夜間に係る利用料金(割増利用料金を徴収する場合にあっては、割増利用料金を含む。)の額の15パーセントに相当する額を徴収する。
3 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気、ガス等を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。	3 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気、ガス等を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。
4 利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。	4 利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。
2 一宮市尾西市民会館ホール 表略	
3 一宮市尾西市民会館展示場 表略	
4 一宮市尾西市民会館附属設備 利用料金の上限額は、種類又は品目ごとに規則で定める。	
別表第3(第9条関係) 【別記3 参照】	別表第3(第9条関係) 【別記3 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分	使用時間
午前	午前9時から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後4時30分まで
夜間	午後5時から午後9時30分まで
午前午後	午前9時から午後4時30分まで

午後夜間	午後1時から午後9時30分まで
全日	午前9時から午後9時30分まで

改正案

区分	使用時間
午前	午前8時30分から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時30分から午後9時30分まで
午前午後	午前8時30分から午後5時まで
午後夜間	午後1時から午後9時30分まで
全日	午前8時30分から午後9時30分まで

【別記2】

現行

区分		利用料金の上限額					
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
ホール	平日	18,500	26,000	31,500	44,500	57,500	70,000
	土曜日	23,000	32,000	38,000	55,000	70,000	86,000
	日曜日・祝日	26,000	35,000	42,000	61,000	77,000	96,000
会議室 等	大会議室	4,000	4,000	5,400	8,000	9,400	13,400
	第1会議室	1,300	1,300	1,700	2,600	3,000	4,300
	第2会議室	600	600	1,000	1,200	1,600	2,200
	第3会議室	600	600	1,000	1,200	1,600	2,200
	第4会議室	1,300	1,300	1,700	2,600	3,000	4,300
	主催者控室	600	600	1,000	1,200	1,600	2,200
	屋外展示場	2,100	2,100	2,100	4,200	4,200	6,300
付属設楽屋		種類又は品目ごとに規則で定める。					
備	舞台設備						
	音響設備						
	照明設備						
	映写設備						
	その他						

改正案

区分			利用料金の上限額					
			午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
一宮市	ホール	平日	23,000	31,000	33,000	54,000	64,000	87,000
民会館		土曜日・日曜	31,000	41,000	43,000	72,000	84,000	115,000
		日・休日						

	会議室等	大会議室	4,700	4,700	5,500	9,400	10,200	14,900
		第1会議室	1,600	1,600	1,800	3,200	3,400	5,000
		第2会議室	800	800	1,100	1,600	1,900	2,700
		第3会議室	800	800	1,100	1,600	1,900	2,700
		第4会議室	1,600	1,600	1,800	3,200	3,400	5,000
		主催者控室	800	800	1,100	1,600	1,900	2,700
		屋外展示場	2,200	2,200	2,200	4,400	4,400	6,600
	付属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。						
一宮市	ホール	平日	12,000	20,000	26,000	32,000	46,000	58,000
尾西市		土曜日・日曜	20,000	32,000	41,000	52,000	73,000	93,000
民会館		日・休日						
	展示場	平日	8,000	8,000	8,000	16,000	16,000	24,000
		土曜日・日曜	13,000	13,000	13,000	26,000	26,000	39,000
		日・休日						
	付属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。						

【別記3】

現行

使用区分		施設	
使用の目的又は形態	使用者の住所 又は所在地	ホール	会議室等
営利・営物品物の展示又は販売を目的とするもの	市内	200パーセント	200パーセント
	市外	300パーセント	300パーセント
物品の展示又は販売を目的としないもの		100パーセント	100パーセント
入場料徴収する入場料の最高額が101円以上500円以下のもの		50パーセント	
入場料徴収する入場料の最高額が500円を超えるもの		100パーセント	

改正案

使用区分		施設	
		ホール	会議室等・展示場
営利目的、営業目的又はこれらに類する目的で使用する場合		100パーセント	100パーセント
入場料を徴収する場合	徴収する入場料の最高額が501円以上1,000円以下のもの	50パーセント	
	徴収する入場料の最高額が1,001円以上3,000円以下のもの	100パーセント	

徴収する入場料の最高額が3,000円 を超えるもの	200 パーセント	
------------------------------	-----------	--

(一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例(平成27年一宮市条例第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用料金) 第10条 略 2 文化会館の使用が別表第3使用区分の欄に該当する場合には、前項の利用料金に同表施設の欄に掲げる割合 _____ _____ を乗じて得た額を割増利用料金として加算する。 3～5 略 別表第2(第10条関係) 表略 備考 1 使用時間を延長する場合は、延長時間30分ごとに、午前7時から午前8時30分までにあつては午前、午後9時30分から午後10時までにあつては夜間に係る利用料金(割増利用料金を徴収する場合にあつては、割増利用料金を含む。)の額の<u>8分の1</u> _____ に相当する額を徴収する。<u>この場合において、徴収する額に10円未満の端数が生じたときは、5円以上の端数金額にあつてはこれを10円に切り上げ、5円未満の端数金額にあつてはこれを切り捨てるものとする。</u> 2・3 略 別表第3(第10条関係) 【別記 参照】	(利用料金) 第10条 略 2 文化会館の使用が別表第3使用区分の欄に該当する場合には、前項の利用料金に同表施設の欄に掲げる割合(使用区分の欄のうち、2以上に該当する場合は、最も高い割合)を乗じて得た額を割増利用料金として加算する。 3～5 略 6 <u>利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、5円以上の端数金額にあつてはこれを10円に切り上げ、5円未満の端数金額にあつてはこれを切り捨てるものとする。</u> 別表第2(第10条関係) 表略 備考 1 使用時間を延長する場合は、延長時間30分ごとに、午前7時から午前8時30分までにあつては午前、午後9時30分から午後10時までにあつては夜間に係る利用料金(割増利用料金を徴収する場合にあつては、割増利用料金を含む。)の額の<u>15パーセント</u>に相当する額を徴収する。 2・3 略 別表第3(第10条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

使用区分		施設	
使用の目的又は形態		ホール	練習室
営利営業行為	使用者の住所又は所在地		
	市内	200パーセント	200パーセント
	市外	300パーセント	300パーセント
物品の展示又は販売を目的とするもの	物品の展示又は販売を目的とするもの		
	物品の展示又は販売を目的とするもの	100パーセント	100パーセント
	物品の展示又は販売を目的とするもの		
入場料を徴収する場合	徴収する入場料の最高額が501円以上1,000円以下のもの	50パーセント	
	徴収する入場料の最高額が1,000円を超えるもの	100パーセント	
	徴収する入場料の最高額が1,000円を超えるもの		

改正案

使用区分		施設	
		ホール	練習室
営利目的、営業目的又はこれらに類する目的で使用する場合		100パーセント	100パーセント
入場料を徴収する場合	徴収する入場料の最高額が501円以上1,000円以下のもの	50パーセント	
	徴収する入場料の最高額が1,001円以上3,000円以下のもの	100パーセント	
	徴収する入場料の最高額が3,000円を超えるもの	200パーセント	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市市民会館条例及び第2条の規定による改正後の一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施

行日」という。)以後にその使用を許可するものについて適用し、施行日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。

アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の一部改正について

アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

アイプラザー宮の講堂を廃止するため、本案を提出する。

アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例(平成26年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条関係) 1 講堂、会議室、日本間及び研修室(これらの施設の使用に係る付属設備を含む。)に係る使用時間区分 表略 2・3 略 別表第2(第11条関係) 【別記 参照】 備考 1 <u>規則で定めるところにより講堂の使用時間を延長するときの利用料金の上限額は、延長時間30分ごとに、平日にあつては4,300円、土曜日、日曜日及び休日にあつては5,400円とする。</u> 2 <u>講堂を使用する者が入場料又はこれに類するもの(以下この項において「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</u> (1) <u>入場料等(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(第4項において「消費税等」という。)に相当する額を除く。次号において同じ。)の最高額が3,000円を超える場合 1.5</u> (2) <u>入場料等の最高額が1,000円を超え、3,000円以下の場合 1.2</u> 3 略 4 <u>利用料金の上限額には、消費税等</u>	別表第1(第5条関係) 1 <u> </u> 会議室、日本間及び研修室(これらの施設の使用に係る付属設備を含む。)に係る使用時間区分 表略 2・3 略 別表第2(第11条関係) 【別記 参照】 備考 1 略 2 <u>利用料金の上限額には、消費税法(昭</u>

の額が 含まれるものとする。	<u>和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が</u> 含まれるものとする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		利用料金の上限額			
		午前	午後	夜間	全日
講堂	平日	17,400	20,300	26,100	58,200
	土曜日・日曜日・休日	21,700	25,400	32,600	72,000
略					

改正案

区分		利用料金の上限額			
		午前	午後	夜間	全日
略					

付 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

議案第39号

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員の給与改正に準じて病院事業職員の給与を改正するため、本案を提出する。

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与の種類) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当をいう。 (扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が規程で定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2)～(6) 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条 管理者は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)に勤務した<u>場合</u>(週休日の振替えを行った場合を除く。)又は第13条第2項に規定する休日(次項において単に「休日」という。)に<u>勤務した</u>場合には、規程で定める基準により、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、その<u>勤務した</u>ことに対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が	(給与の種類) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当_____及び退職手当をいう。 (扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで_____のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が規程で定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 略 (1)～(5) 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条 管理者は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)に<u>勤務をした場合</u>(週休日の振替えを行った場合を除く。)又は第13条第2項に規定する休日(次項において単に「休日」という。)に<u>勤務をした</u>場合には、規程で定める基準により、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、その<u>勤務をした</u>ことに対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>休日以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定任期付職員業績手当) 第21条 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、管理者が定めるところにより、その給料月額に相当する額を支給する。 (特定任期付職員についての適用除外) 第27条 第4条から第6条まで、第8条及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日及び休日に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 第21条 削除 (特定任期付職員についての適用除外) 第27条 第4条から第6条まで及び第8条_____の規定は、特定任期付職員には適用しない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

議案第40号

多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 工 事 名 称 多加木公園流域貯留施設築造工事

2 工 事 場 所 一宮市多加木5丁目地内

3 工 事 概 要 流域貯留施設の築造工事

(1) 流域貯留施設工事一式

(2) 流入施設工事一式

(3) 放流施設工事一式

4 契 約 方 法 一般競争入札

5 契 約 金 額

当 初 金 額(令和5年6月27日議決)	650, 100, 000円
第1回変更金額(令和5年12月21日議決)	1, 104, 754, 200円
今回変更金額	1, 136, 050, 300円

6 契約の相手方 渡邊・平野特定建設工事共同企業体

代表者 一宮市萩原町富田方字上畑33番地

株式会社渡邊組

構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地

平野建設株式会社

議案第41号

三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 三ツ井公園流域貯留施設築造工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市三ツ井6丁目地内
- 3 工 事 概 要 流域貯留施設の築造工事
 - (1) 流域貯留施設工事一式
 - (2) 流入施設工事一式
 - (3) 放流施設工事一式

- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額

当 初 金 額(令和6年6月26日議決)	1, 540, 000, 000円
今回変更金額	1, 626, 202, 600円

- 6 契約の相手方 大興・イチテック・平野特定建設工事共同企業体
 - 代表者 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社
 - 構成員 一宮市せんい1丁目2番19号
株式会社イチテック
 - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地
平野建設株式会社

実験台及びドラフトチャンバーの売買契約の締結について

次のとおり一宮市保健所において使用する実験台及びドラフトチャンバーの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 実験台及びドラフトチャンバー |
| 2 | 数 量 | (1) 実験台 52台
(2) ドラフトチャンバー 6台
(3) 関連設備 一式 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 55,660,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区千代田二丁目11番11号
株式会社テクノ西村 |

高速液体クロマトグラフ質量分析計の売買契約の締結について

次のとおり一宮市保健所において使用する高速液体クロマトグラフ質量分析計の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 高速液体クロマトグラフ質量分析計
- 2 数 量 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 19,470,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル19階
島津サイエンス西日本株式会社 名古屋支店

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 事故の概要

令和6年7月2日、本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)が一宮市道J809号線(以下「市道」という。)に面した相手方の住宅(以下「住宅」という。)の駐車場に相手方の所有する車両(以下「相手方車両」という。)を駐車していたところ、陥没により住宅前の市道にできた穴(幅20センチメートル、長さ60センチメートル、深さ5センチメートル)の上の舗装に係るアスファルト片が住宅側に飛散したことにより、相手方車両の前面と右側面が損傷した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として、476,179円を、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

476,179円

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約金額 11,605,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 名古屋市中区丸の内一丁目17番19号キリックス丸の内ビル802号
氏名 川瀬 裕久
資格 弁護士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

路線廃止

[illegible]

路線認定

整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
1	市道J923号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字江西	
2	市道J924号線	あずら3丁目	あずら3丁目	
3	市道J925号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字江西	
4	市道J926号線	丹陽町外崎字郷	あずら2丁目	
5	市道J927号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字江西	
6	市道J928号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字江西	
7	市道J929号線	丹陽町外崎字江東	丹陽町外崎字戌居	
8	市道J930号線	丹陽町外崎字江東	丹陽町外崎字戌居	
9	市道J931号線	丹陽町外崎字遠場	丹陽町外崎字江東	
10	市道J932号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字江東	
11	市道J933号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字戌居	
12	市道J934号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字戌居	
13	市道J935号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字戌居	
14	市道J936号線	丹陽町外崎字江西	丹陽町外崎字郷	
15	市道J937号線	丹陽町外崎字江東	丹陽町外崎字江東	
16	市道J938号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字郷西	
17	市道J939号線	丹陽町外崎字江東	丹陽町外崎字郷西	
18	市道J940号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字郷西	
19	市道J941号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字郷前	
20	市道J942号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字戌居	

路線認定

整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
21	市道J943号線	丹陽町外崎字宮前	丹陽町外崎字宮前	
22	市道J944号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字郷前	
23	市道J945号線	丹陽町外崎字戌居	丹陽町外崎字郷前	
24	市道J946号線	丹陽町外崎字遠場	丹陽町外崎字宮前	
25	市道J947号線	丹陽町外崎字遠場	丹陽町外崎字遠場	
26	市道J948号線	丹陽町外崎字遠場	丹陽町外崎字遠場	
27	市道J949号線	丹陽町外崎字遠場	丹陽町外崎字遠場	
28	市道J950号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字宮前	
29	市道J951号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字郷西	
30	市道J952号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字郷西	
31	市道J953号線	丹陽町外崎字郷西	丹陽町外崎字郷	
32	市道J954号線	丹陽町外崎字宮前	丹陽町外崎字宮前	
33	市道J955号線	丹陽町外崎字宮前	丹陽町外崎字宮前	
34	市道J956号線	丹陽町外崎字宮前	丹陽町外崎字宮前	
35	市道J957号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
36	市道J958号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
37	市道J959号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
38	市道J960号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
39	市道J961号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷前	
40	市道J962号線	丹陽町外崎字郷裏	丹陽町外崎字郷裏	

路線認定

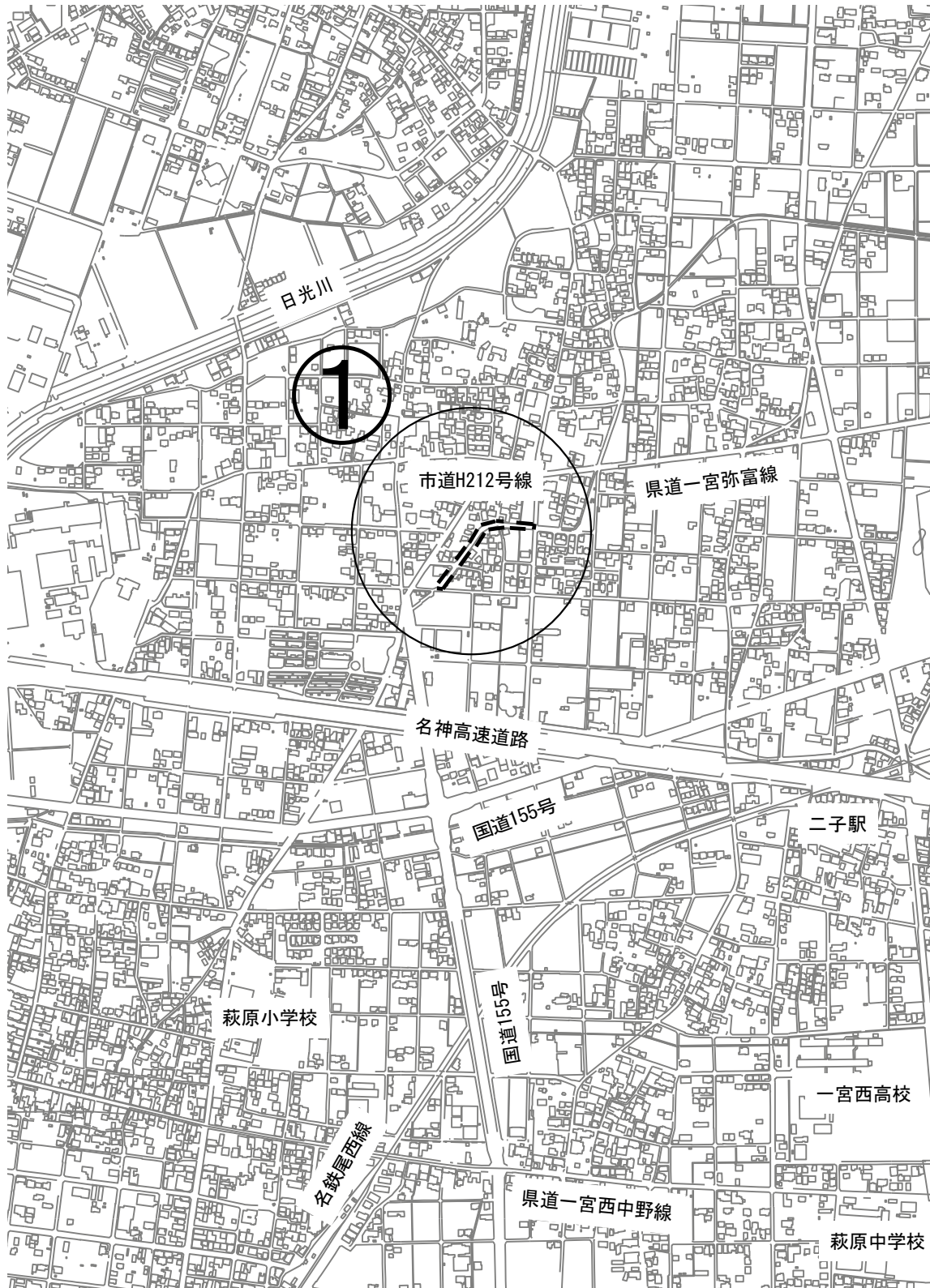
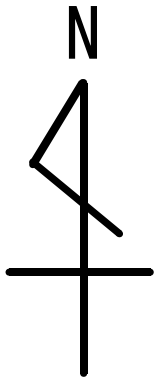
整 理 番 号	路 線 名	起	点	主 要 な 経 過 地
		終	点	
41	市道J963号線	丹陽町外崎字郷東	丹陽町外崎字郷東	
42	市道J964号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷前	
43	市道J965号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
44	市道J966号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
45	市道J967号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
46	市道J968号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字郷	
47	市道J969号線	丹陽町外崎字郷	丹陽町外崎字下川田	
48	市道J970号線	丹陽町外崎字下川田	丹陽町外崎字下川田	
49	市道J971号線	丹陽町外崎字下川田	丹陽町三ツ井字西平	
50	市道J972号線	丹陽町外崎字下川田	丹陽町三ツ井字西平	
51	市道J973号線	丹陽町外崎字下川田	丹陽町外崎字上川田	
52	市道N3091号線	祐久字外浦	祐久字外浦	
53	市道N3092号線	東加賀野井字江東	東加賀野井字江東	
54	市道N3094号線	東加賀野井字江東	祐久字西川田	
55	市道N3095号線	東加賀野井字江東	祐久字西川田	
56	市道M2785号線	西五城字比丘尼道西	西五城字比丘尼道西	
57	市道N3123号線	明地字南菜之木	蓮池字郷西	
	以 下 余 白			

凡	例
①	路線廃止整理番号
「二二二」	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

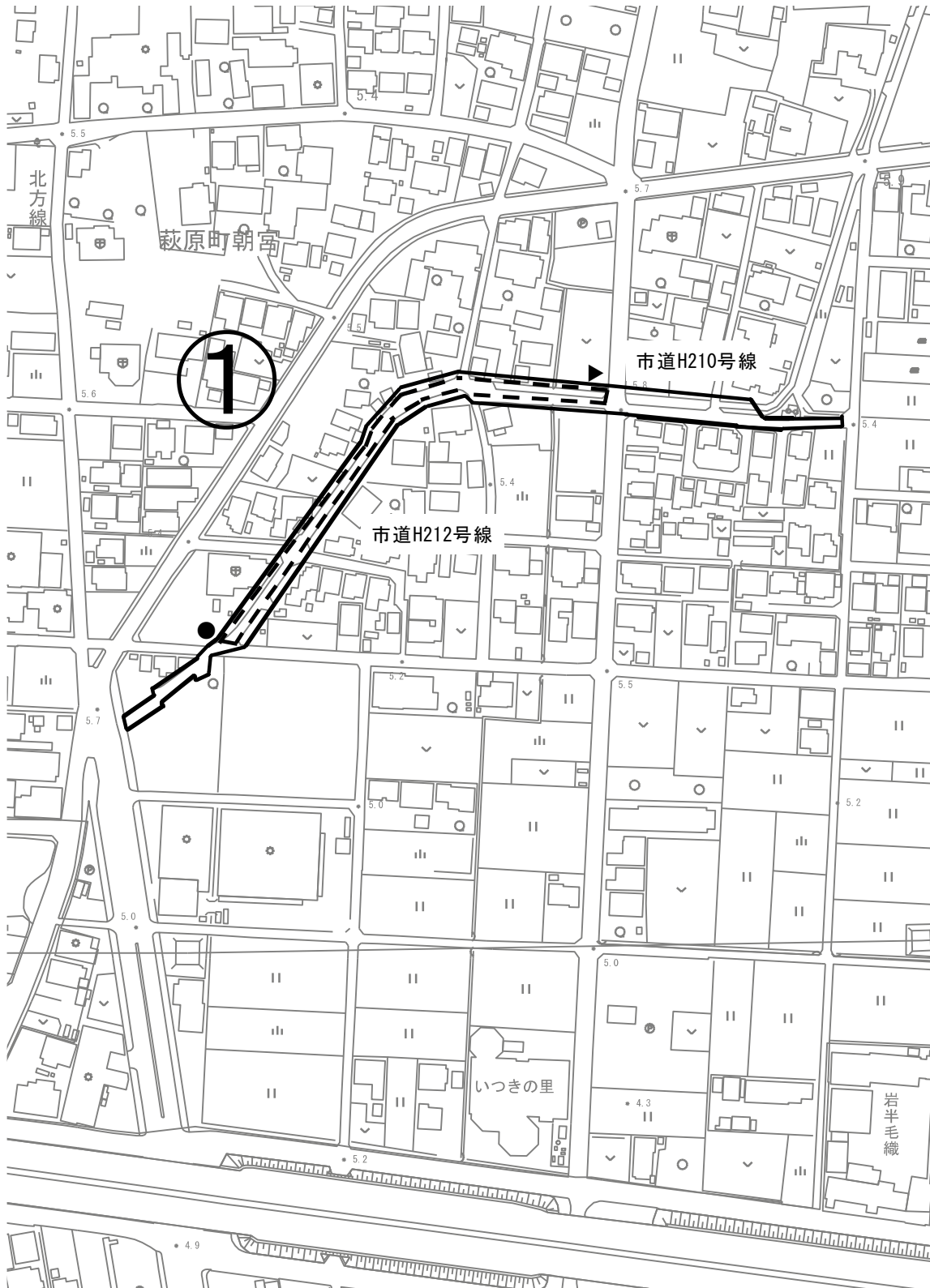
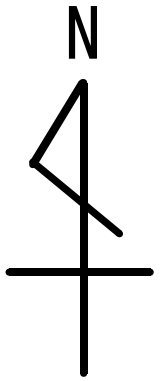
S=1／10,000



路線廃止

位置図

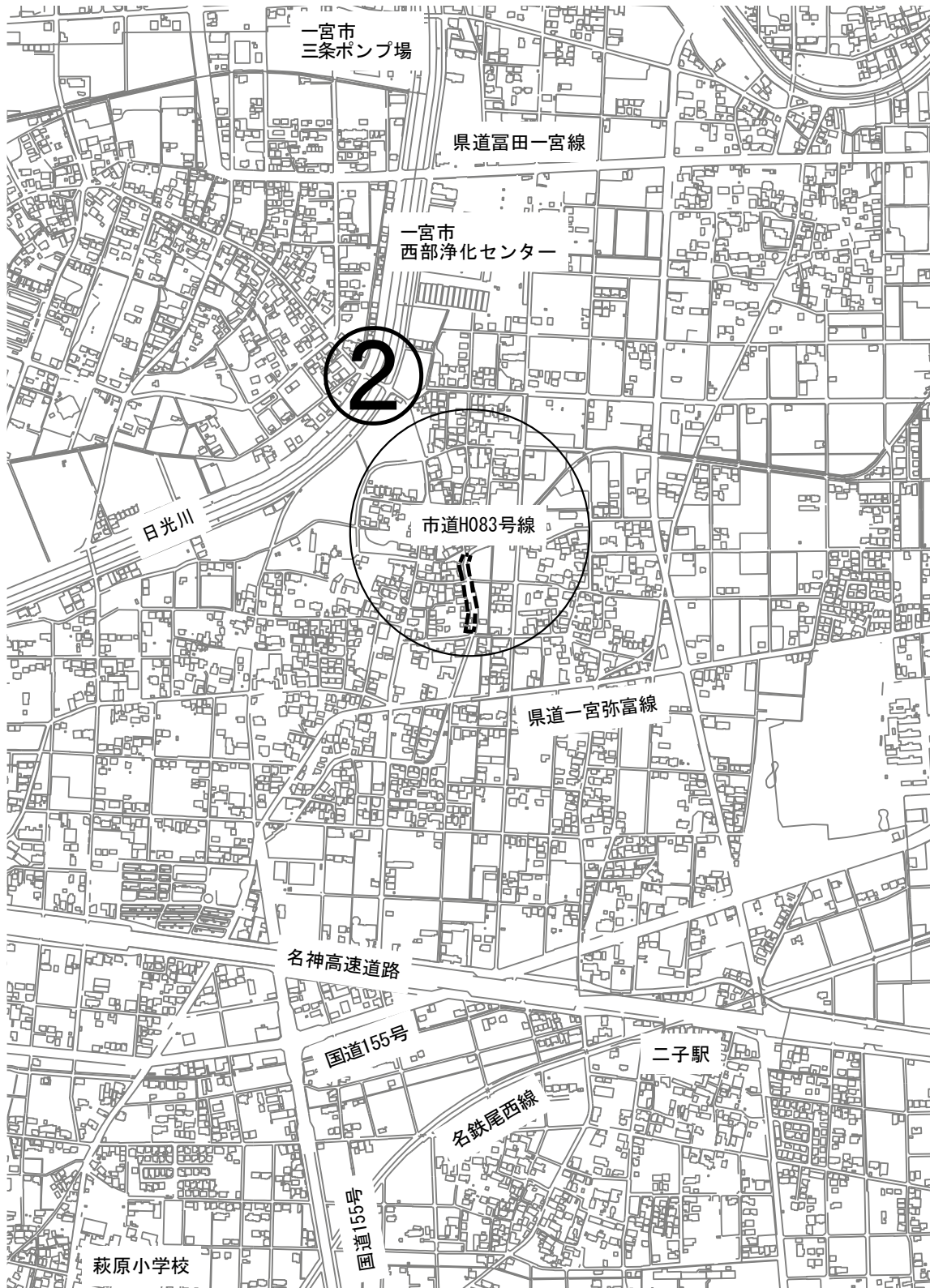
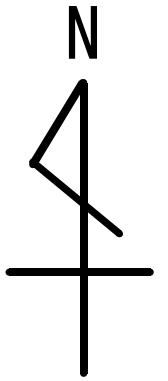
S=1／2, 500



路線廃止

案内図

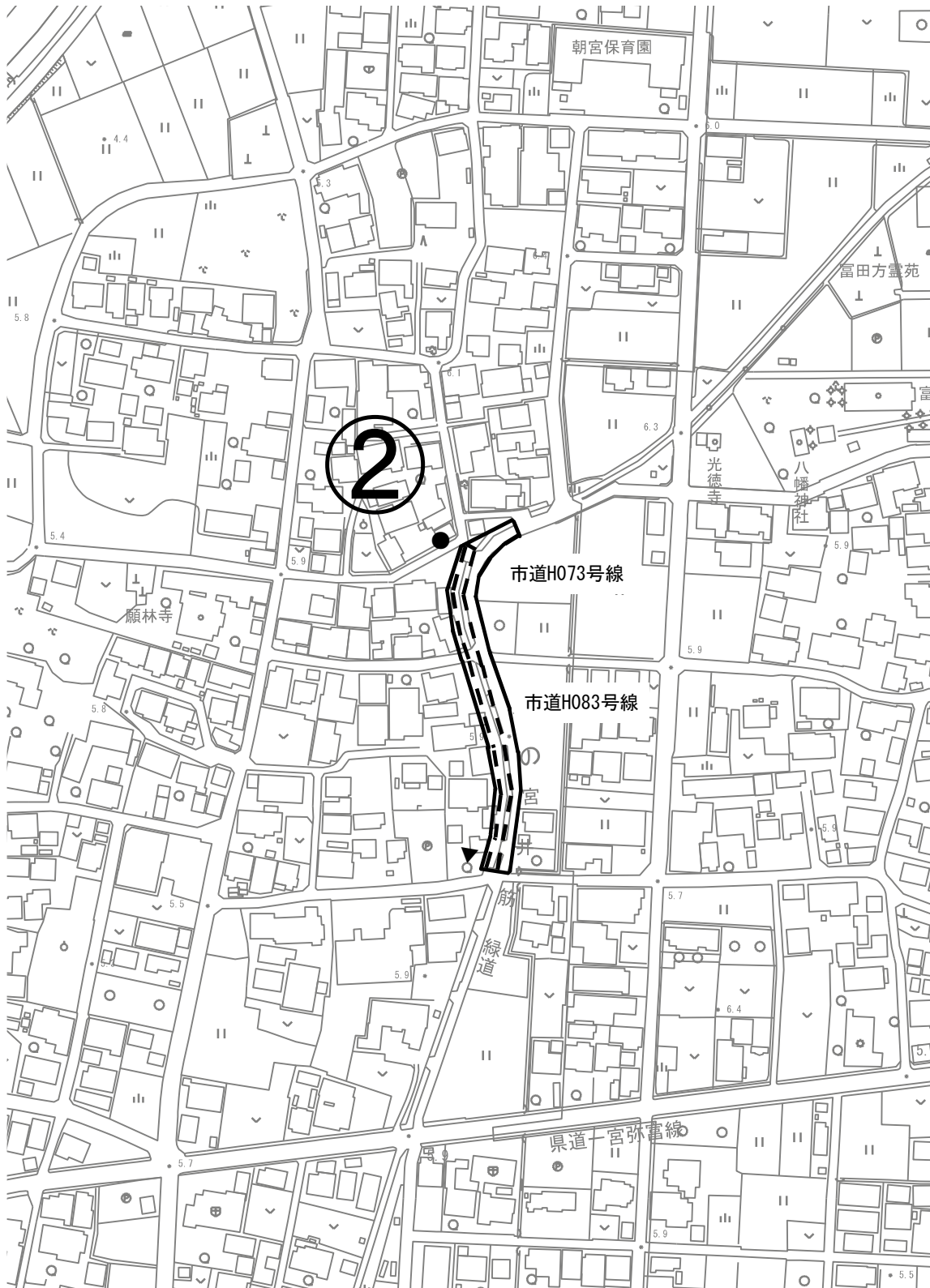
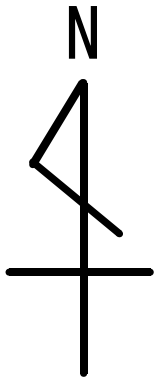
S=1／10,000



路線廃止

位置図

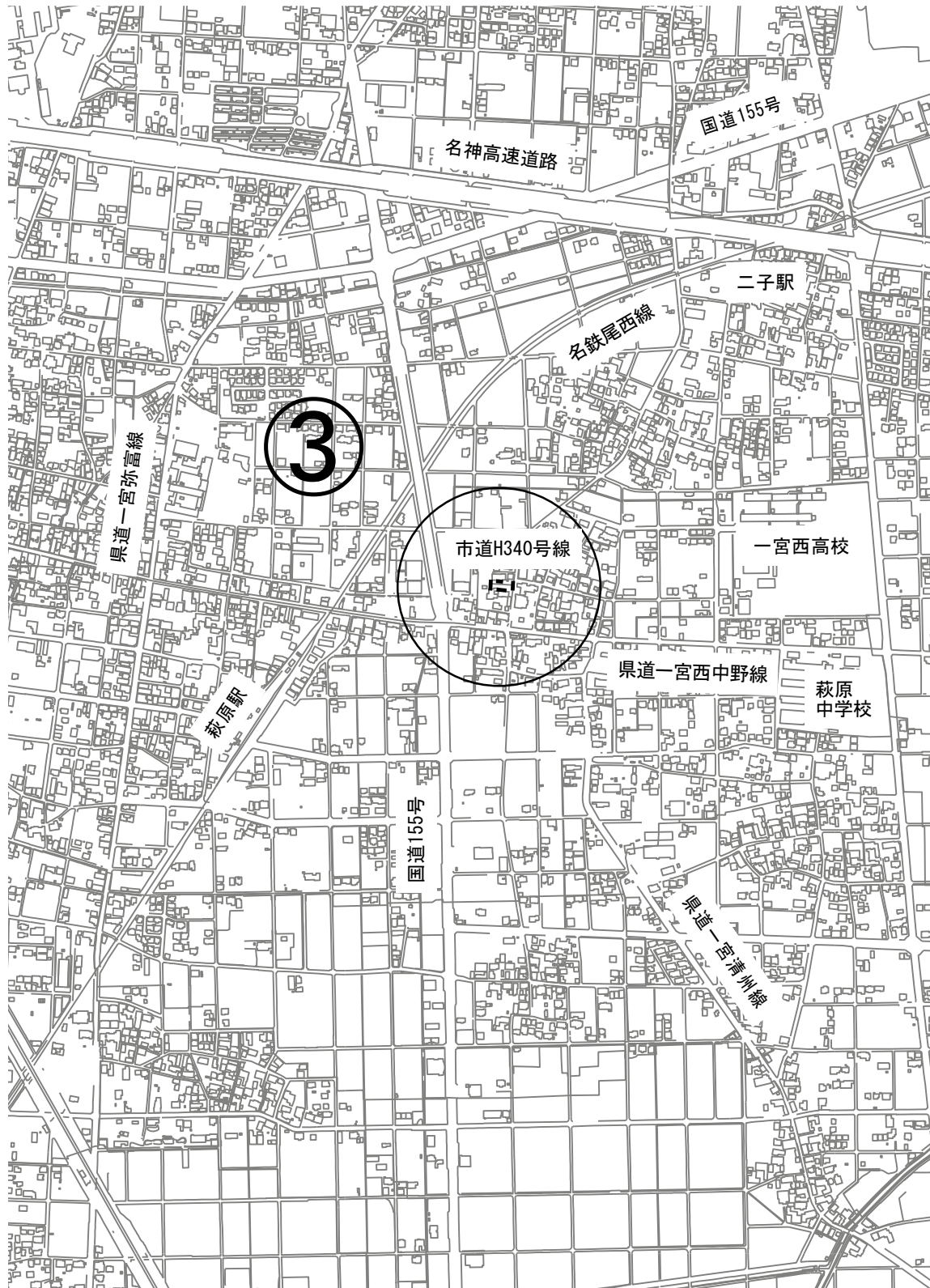
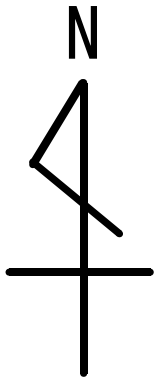
S=1／2, 500



路線廃止

案内図

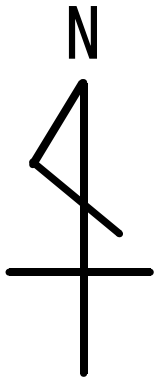
S=1／10,000



路線廃止

位置図

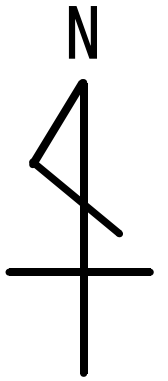
S=1／2, 500



路線廃止

案内図

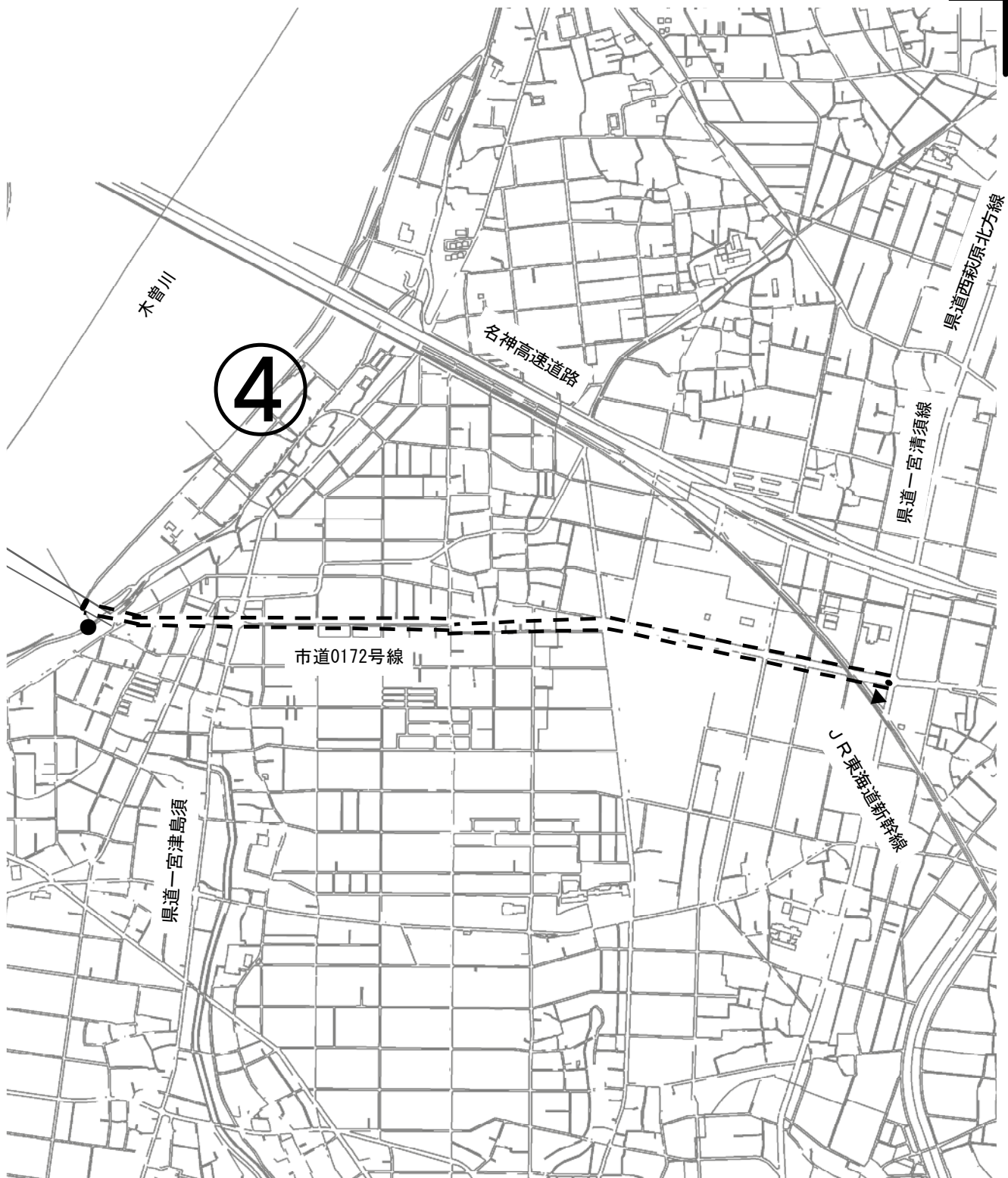
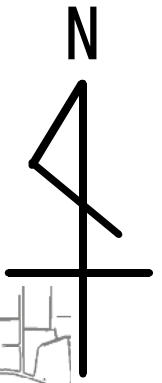
S=1／25, 000



路線廃止

位置図

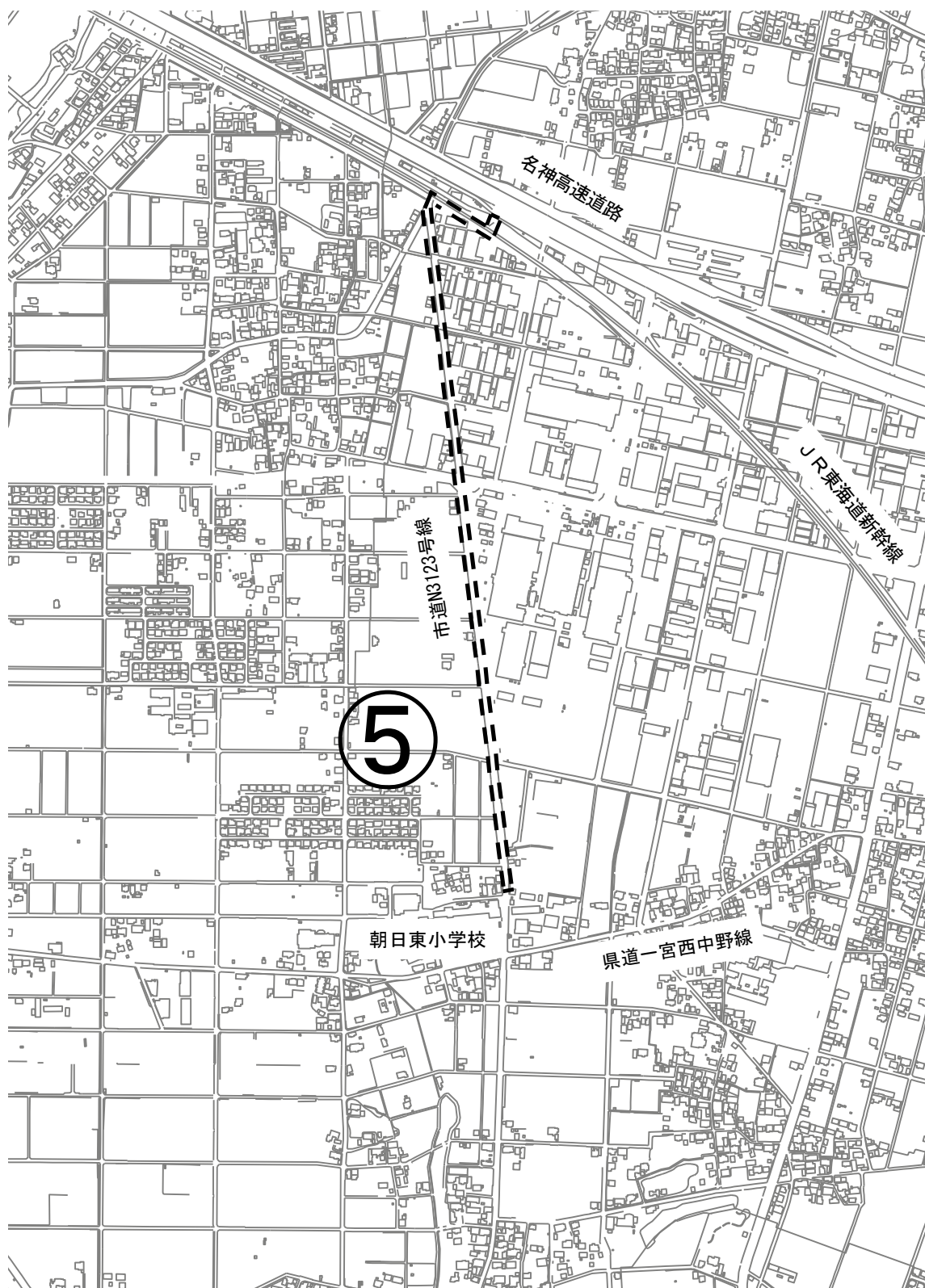
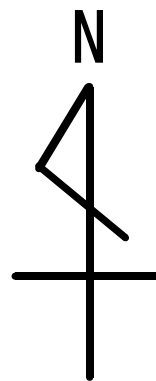
S=1／15,000



路線廃止

案内図

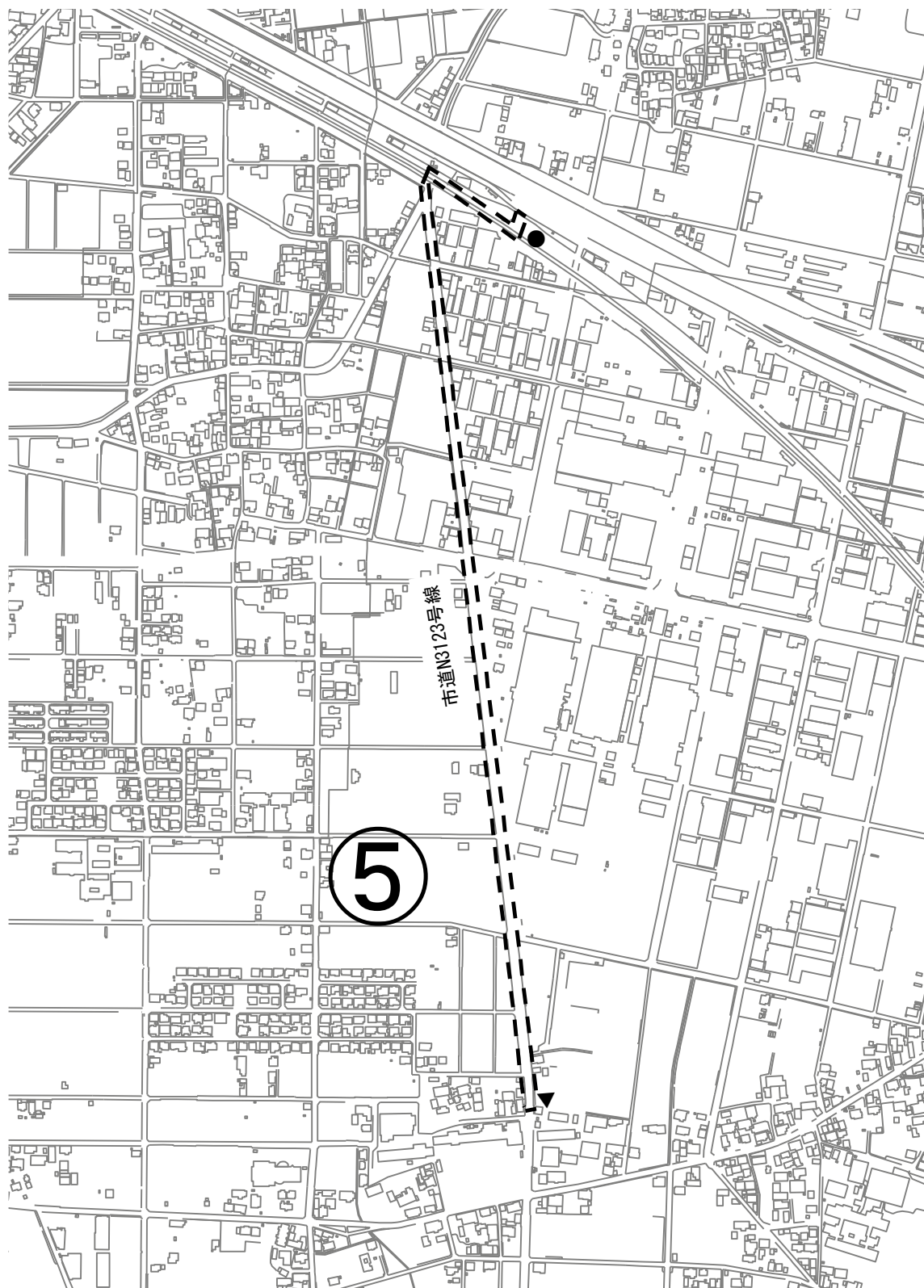
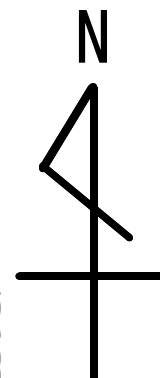
S=1／10,000



路線廃止

位置図

S=1／7, 500



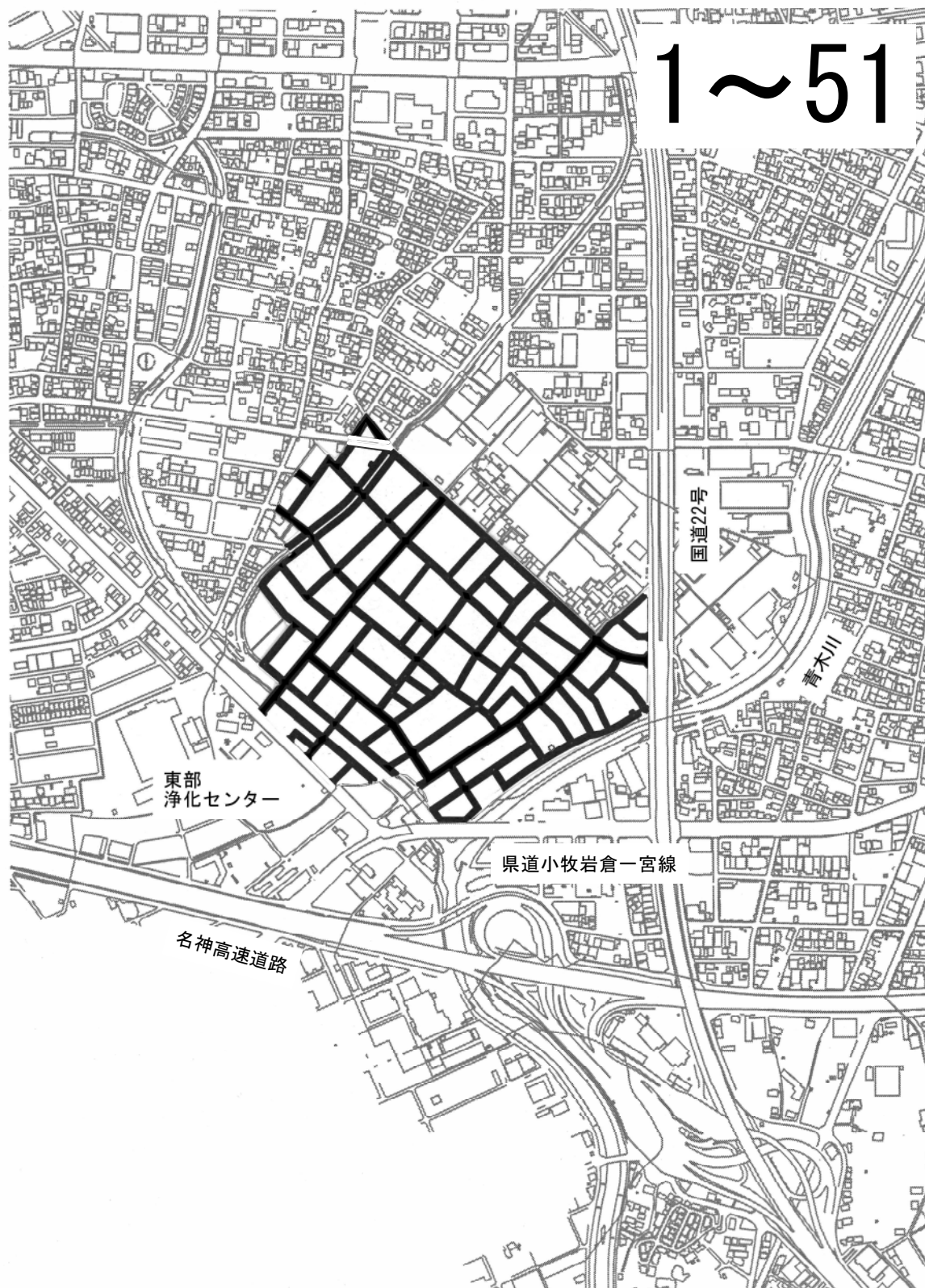
路線認定

案内図

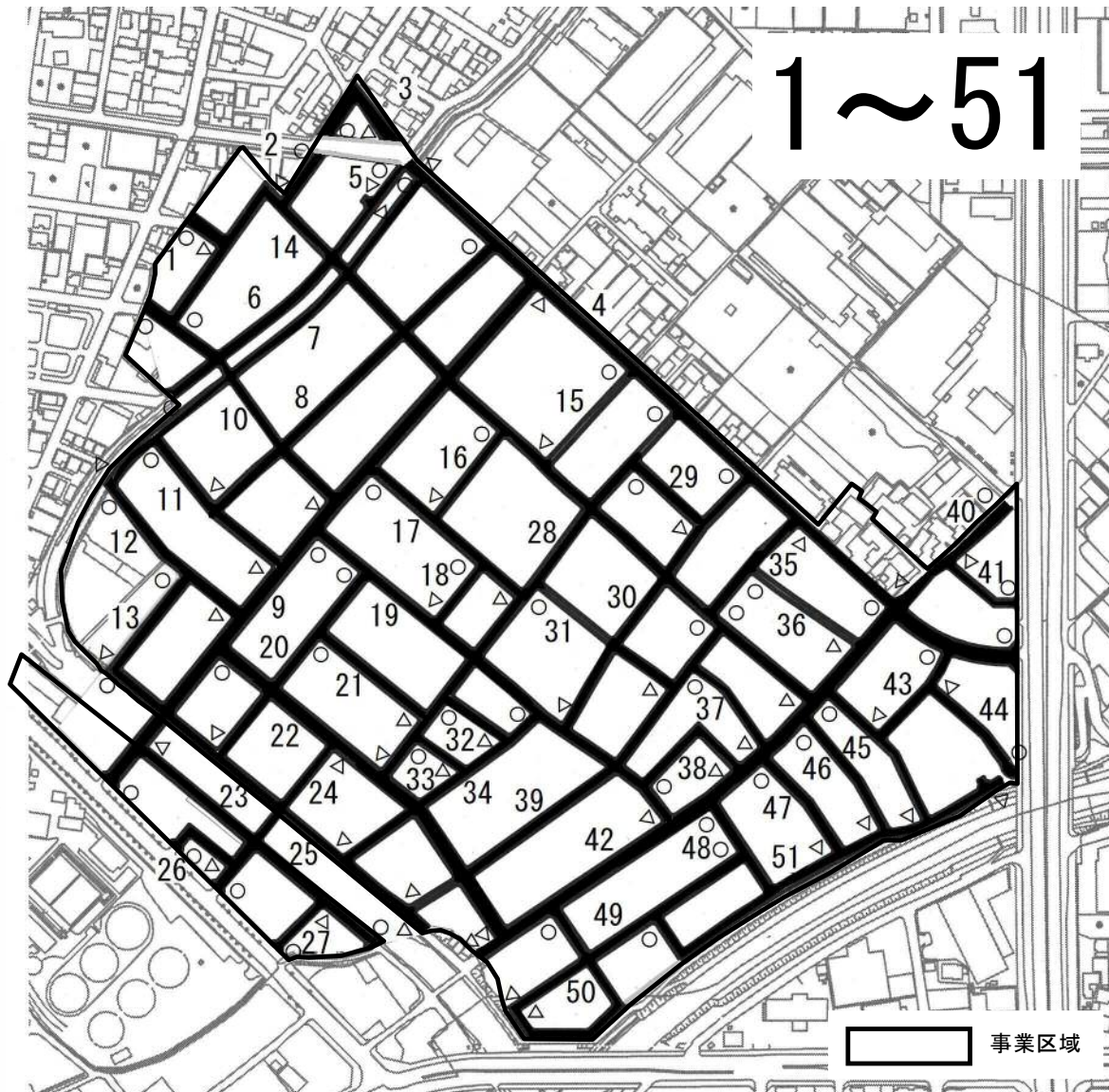
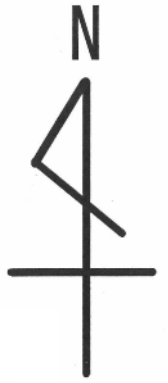
S=1/10,000



1~51



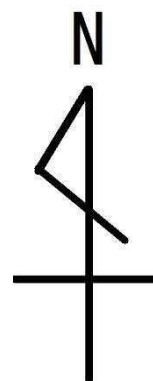
路線認定
位置図
S=1/5,000



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	J923号線	8.0~12.2	28.20	18	J940号線	4.0~8.2	48.77	35	J957号線	6.0~10.2	86.15
2	J924号線	6.0~8.1	43.58	19	J941号線	6.0~10.2	315.48	36	J958号線	4.0~8.2	89.19
3	J925号線	6.1~17.5	85.65	20	J942号線	5.0~10.2	160.25	37	J959号線	4.0~8.2	73.38
4	J926号線	5.9~14.2	553.47	21	J943号線	6.0~10.2	90.84	38	J960号線	5.0~9.2	90.97
5	J927号線	4.0~6.1	28.12	22	J944号線	9.0~13.2	282.86	39	J961号線	4.0~9.2	294.41
6	J928号線	4.0~9.4	194.63	23	J945号線	4.0~10.9	291.09	40	J962号線	5.0~15.4	112.57
7	J929号線	5.0~9.2	305.50	24	J946号線	4.0~10.0	125.40	41	J963号線	4.0~8.2	56.81
8	J930号線	6.0~10.2	264.69	25	J947号線	6.0~8.1	207.56	42	J964号線	5.0~13.2	361.40
9	J931号線	9.0~13.2	454.22	26	J948号線	5.0~9.2	50.70	43	J965号線	5.0~9.2	41.60
10	J932号線	4.0~12.2	186.49	27	J949号線	4.0~8.2	42.59	44	J966号線	5.0~15.8	84.83
11	J933号線	6.0~10.2	122.07	28	J950号線	4.0~10.2	323.09	45	J967号線	4.0~9.2	114.56
12	J934号線	6.0~10.2	123.92	29	J951号線	6.0~10.2	62.60	46	J968号線	5.0~9.2	95.61
13	J935号線	6.0~10.2	78.58	30	J952号線	5.0~10.2	215.71	47	J969号線	6.0~10.2	80.14
14	J936号線	6.0~10.2	630.18	31	J953号線	4.0~9.2	116.46	48	J970号線	6.0~10.2	69.60
15	J937号線	4.0~8.2	85.80	32	J954号線	5.0~9.2	49.82	49	J971号線	5.0~10.2	189.31
16	J938号線	4.0~8.2	74.70	33	J955号線	4.0~8.2	38.88	50	J972号線	4.0~10.2	166.78
17	J939号線	6.0~10.2	133.60	34	J956号線	5.0~9.2	165.54	51	J973号線	5.0~10.4	286.70

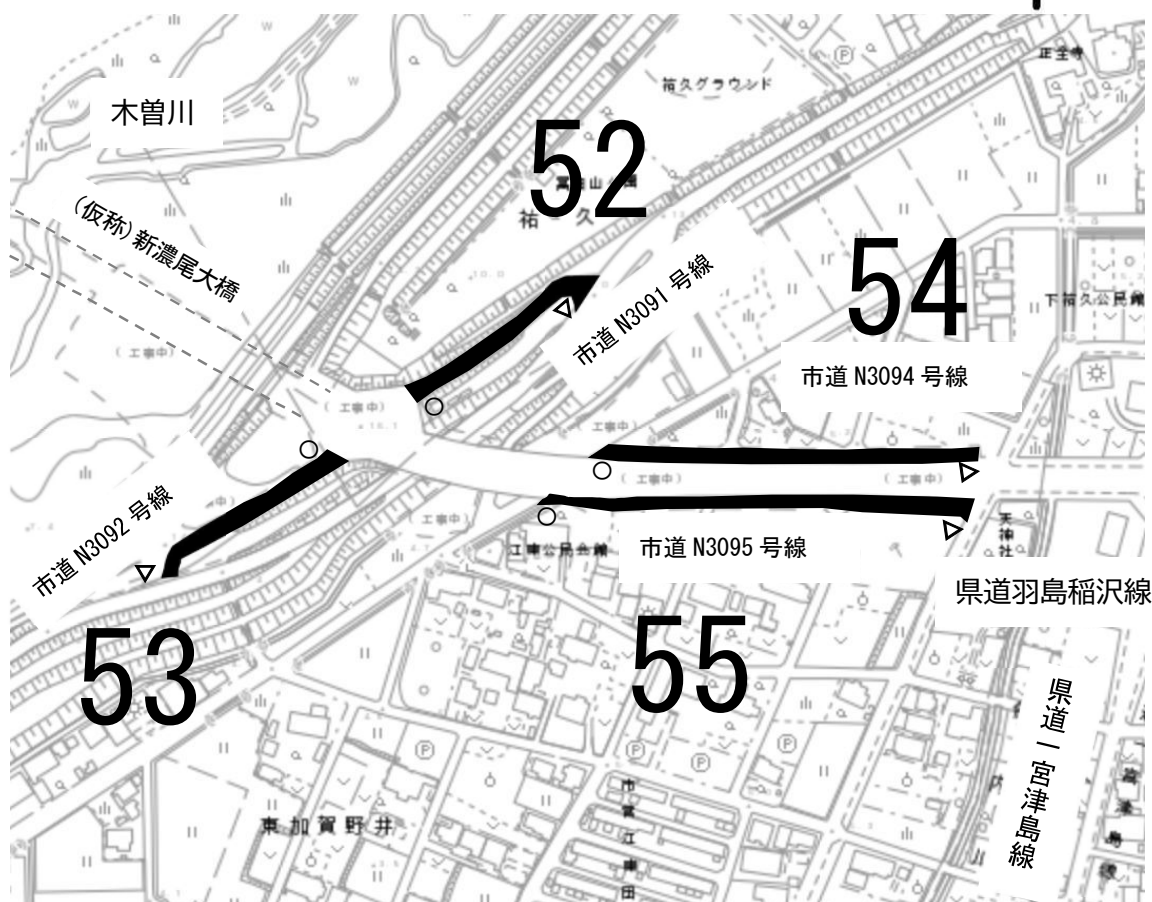
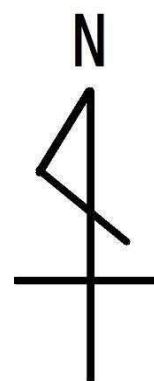
路線認定
案内図

S=1/7, 500



路線認定 位置図

S=1/3, 750

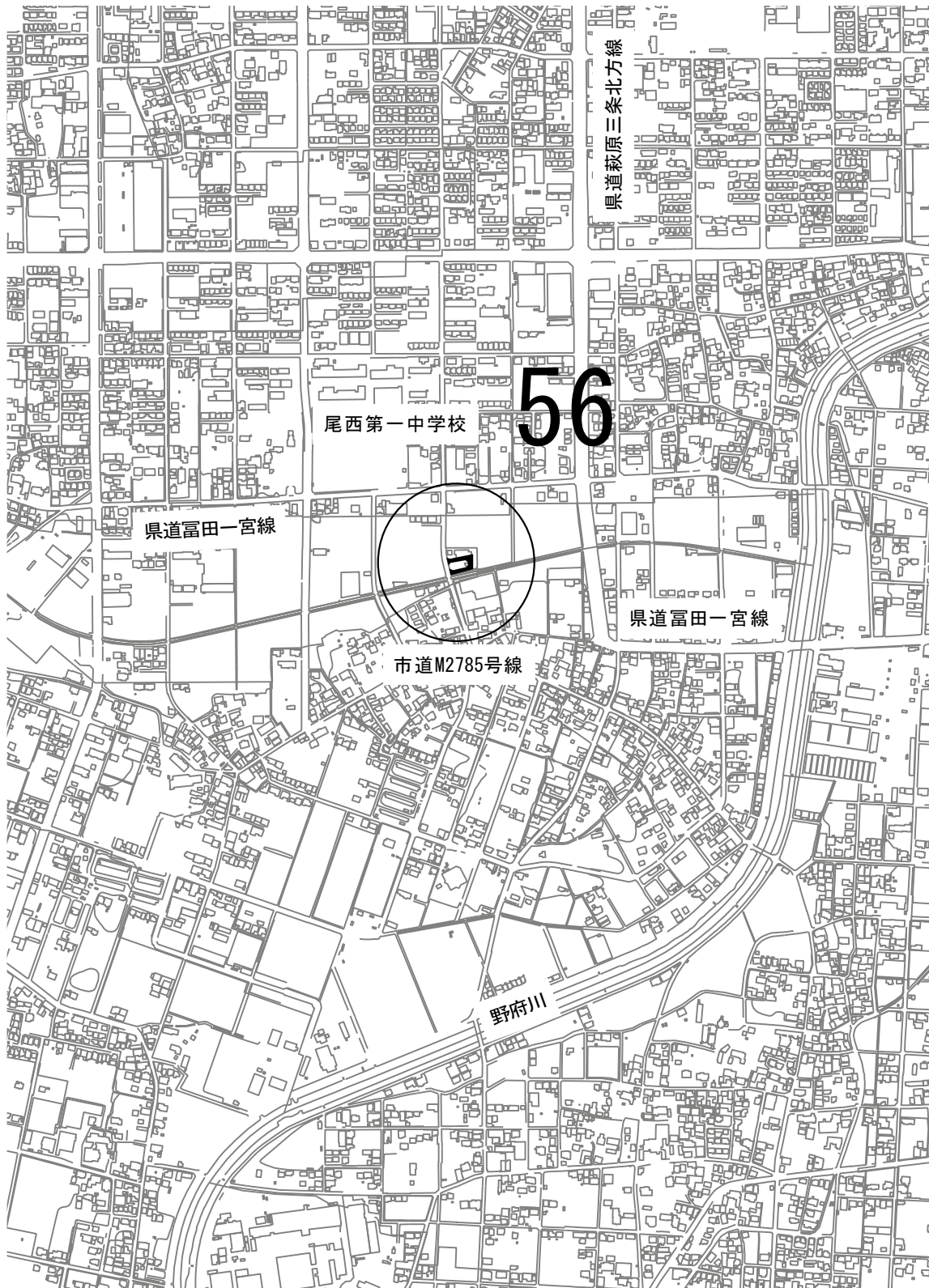
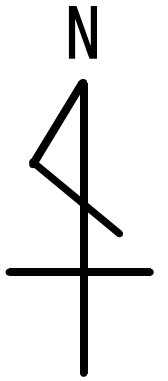


整理番号	場所			
	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	隅切部幅員 (m)
52	祐久字外浦地内			
	市道 N3091 号線	109.06	7.0	23.09
53	東加賀野井字江東地内			
	市道 N3092 号線	103.54	7.0	22.46
54	東加賀野井字江東地内ほか			
	市道 N3094 号線	171.16	6.0	14.4
55	東加賀野井字江東地内ほか			
	市道 N3095 号線	188.04	6.0	20.0

路線認定

案内図

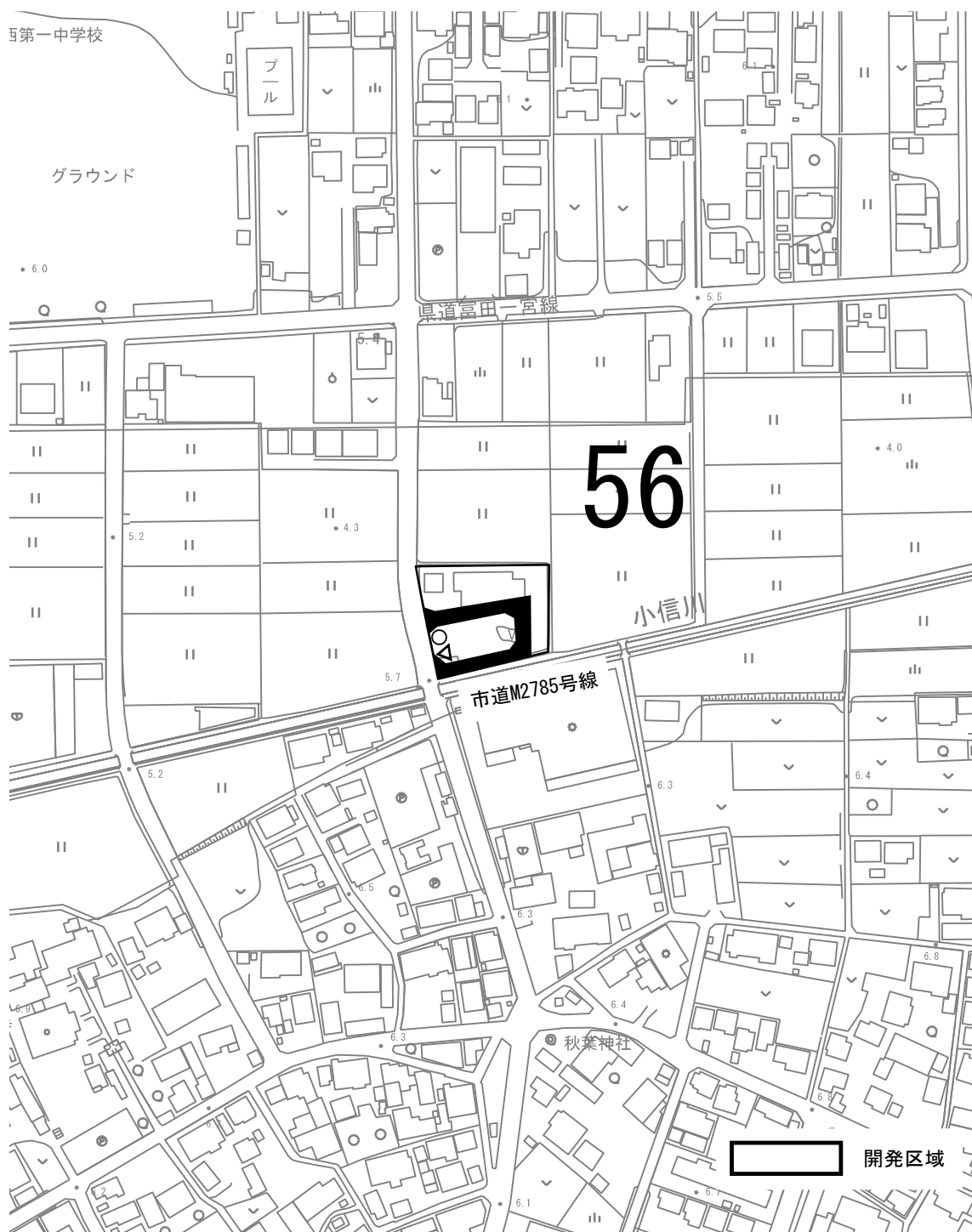
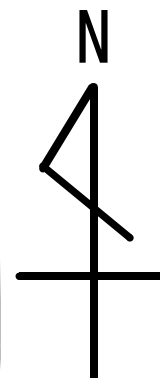
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500

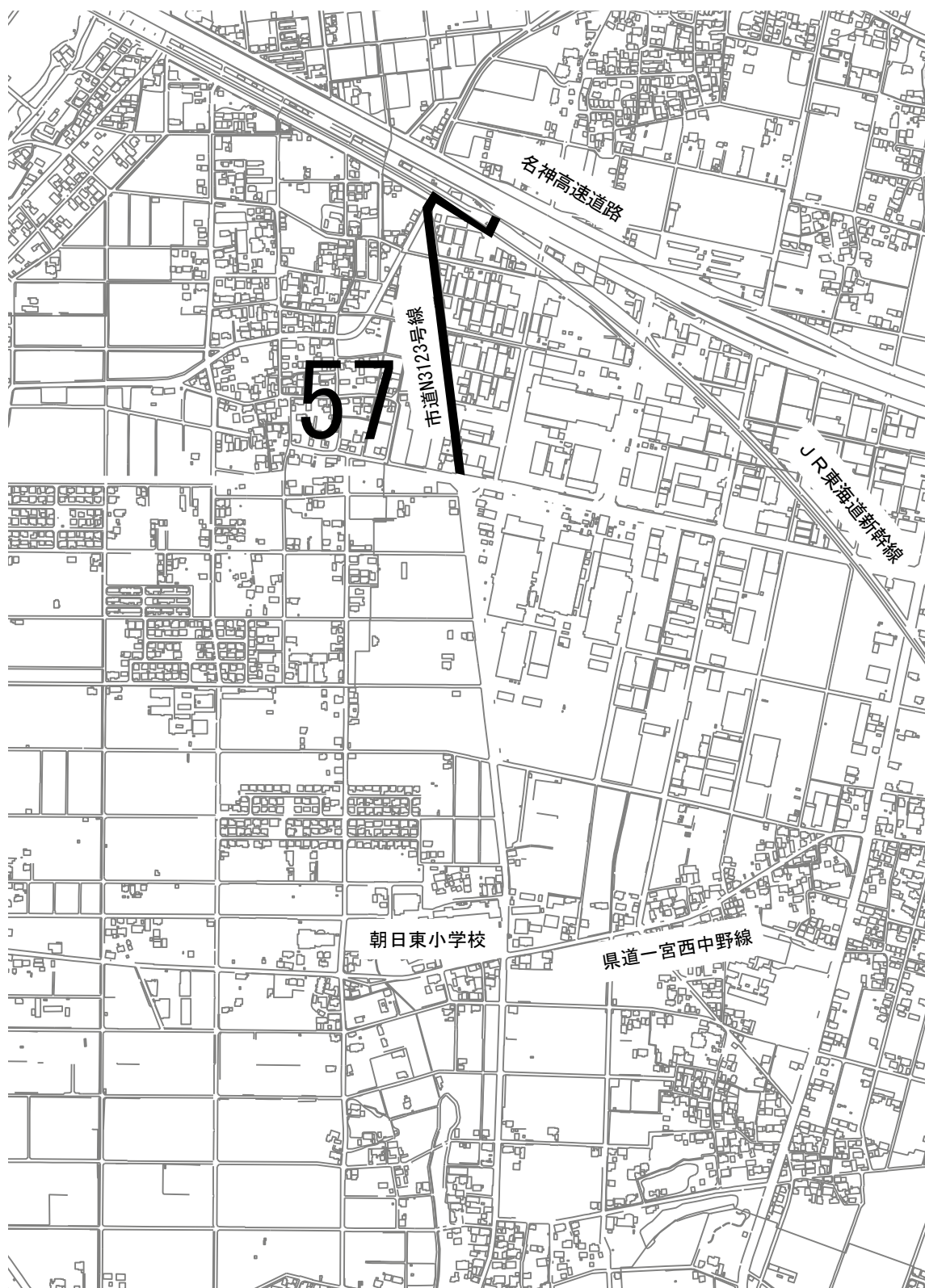
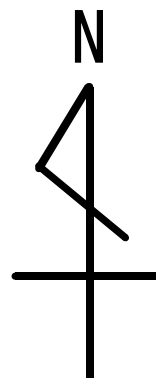


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
56	市道M2785号線	92.60	4.5	8.8 (起点)

路線認定

案内図

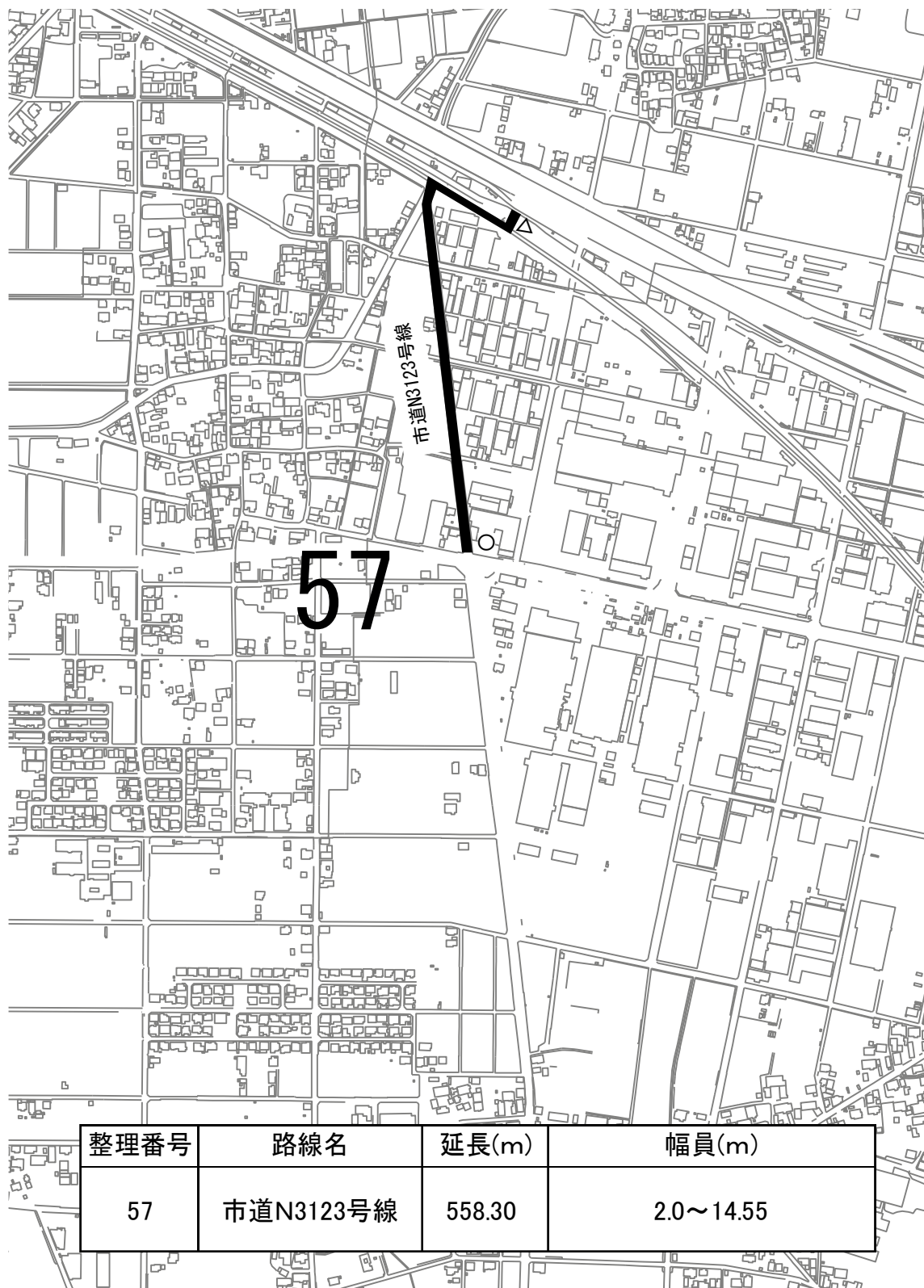
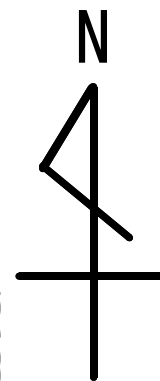
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／7, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
57	市道N3123号線	558.30	2.0～14.55

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）

第 2 項第 1 号及び第 3 号関係（和解及び損害賠償の額の決定）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所 属
				うち損害賠償額	
令和 6.12. 5	令和 6. 9. 2	交通事故	117,920円	27,500円	健康支援課
令和 6.12. 9	令和 6.10.30	車両損傷事故	117,981円	117,981円	維持課
令和 6.12.10	令和 6. 8.15	車両損傷事故	190,520円	190,520円	維持課
令和 6.12.23	令和 6. 8. 5	交通事故	78,000円	30,000円	保育課
令和 6.12.24	令和 6.10.18	交通事故	224,941円	224,941円	収集業務課
令和 6.12.24	令和 6.10.21	車両損傷事故	41,360円	41,360円	維持課
令和 7. 1. 7	令和 6. 7. 2	車両損傷事故	233,775円	233,775円	維持課
令和 7. 1. 8	令和 6.11.20	救急活動中の施設損傷事故	30,000円	30,000円	消防本部総務課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を減額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の減額変更に係る専決処分の日

令和7年1月15日

2 契約金額の減額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

環境センターごみ焼却施設分散型制御装置修繕工事の請負契約

(2) 契約金額

当 初 金 額(令和5年6月27日議決)	394,900,000円
今 回 変 更 金 額(令和7年1月15日専決)	388,399,000円
当初金額と今回変更金額の差	6,501,000円

(3) 契約金額の減額変更に係る理由

電源効率の良いサーバーステーションを採用したことにより電源装置の増設が不要になり、並びに既存に近いシステムを採用したことにより操作練習用のパソコン及び制御装置の設置が不要になったため

報告第3号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和7年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和 7 年度 事 業 計 画 書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 1 8 9 回 4 月 1 1 日から 3 月 2 3 日
 中学校 1 8 9 回 4 月 1 1 日から 3 月 2 3 日

	総 食 数
共同調理場	4 , 3 1 6 , 8 6 0 食
単独校調理場	1 , 3 7 2 , 9 3 2 食
計	5 , 6 8 9 , 7 9 2 食

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場及び東浅井給食センターに提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食（米飯・パン・麺）及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位 : 千円)

	副食材料	主 食	牛 乳	計
共同調理場	647, 341	284, 239	266, 350	1, 197, 930
単独校調理場	208, 188	87, 371	84, 710	380, 269
計	855, 529	371, 610	351, 060	1, 578, 199

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位：円)

	小学校	中学校
共同調理場	2 8 5	3 2 5
単独校調理場	2 8 5	3 2 5

年間徴収予定額

(単位：千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金 額	1,197,930	380,269	1,578,199

対象予定食数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
共同調理場	32	14,992	15	8,655	47	23,647
単独校調理場	10	4,775	4	2,629	14	7,404
合 計	42	19,767	19	11,284	61	31,051

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に係る事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校 P T A 等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

※本計画書については、日額給食費を除き税抜表示となっている。

令和7年度 収 支 予 算 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	2,000	2,000	2,000	0	
基本財産収入	0	2,000	2,000	2,000	0	
事業収益	1,578,199,000	0	1,578,199,000	1,650,837,000	△ 72,638,000	
給食費収入	1,578,199,000	0	1,578,199,000	1,650,837,000	△ 72,638,000	
給食費収入(共同調理場)	1,197,930,000	0	1,197,930,000	1,230,808,000	△ 32,878,000	
給食費収入(単独校調理場)	380,269,000	0	380,269,000	420,029,000	△ 39,760,000	
受取市補助金等	21,296,000	2,014,000	23,310,000	21,895,000	1,415,000	
市補助金	21,295,000	2,014,000	23,309,000	21,894,000	1,415,000	
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0	
雑収益	1,400,000	0	1,400,000	237,000	1,163,000	
雑入	1,400,000	0	1,400,000	237,000	1,163,000	
経常収益計	1,600,895,000	2,016,000	1,602,911,000	1,672,971,000	△ 70,060,000	
(2) 経常費用						
事務費	22,695,000	0	22,695,000	20,181,000	2,514,000	
給料	7,144,000	0	7,144,000	6,639,000	505,000	
諸手当	5,452,000	0	5,452,000	3,941,000	1,511,000	
共済費	3,936,000	0	3,936,000	3,281,000	655,000	
賃金	4,431,000	0	4,431,000	4,662,000	△ 231,000	
報償費	346,000	0	346,000	340,000	6,000	
旅費	106,000	0	106,000	93,000	13,000	
需用費	587,000	0	587,000	596,000	△ 9,000	
役務費	678,000	0	678,000	613,000	65,000	
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	13,000	0	13,000	14,000	△ 1,000	
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0	
事業費	1,578,199,000	0	1,578,199,000	1,650,837,000	△ 72,638,000	
原材料費(共同調理場)	1,197,930,000	0	1,197,930,000	1,230,808,000	△ 32,878,000	
原材料費(単独校調理場)	380,269,000	0	380,269,000	420,029,000	△ 39,760,000	
徴収不能額	0	0	0	237,000	△ 237,000	
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0	
減価償却費	0	37,000	37,000	112,000	△ 75,000	
管理費	0	2,016,000	2,016,000	1,715,000	301,000	
給料	0	794,000	794,000	738,000	56,000	
諸手当	0	608,000	608,000	441,000	167,000	
共済費	0	438,000	438,000	367,000	71,000	
旅費	0	13,000	13,000	12,000	1,000	
需用費	0	17,000	17,000	17,000	0	
役務費	0	111,000	111,000	105,000	6,000	
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	0	3,000	3,000	3,000	0	
公課費	0	31,000	31,000	31,000	0	
経常費用計	1,600,895,000	2,053,000	1,602,948,000	1,673,083,000	△ 70,135,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 112,000	75,000	
当期経常増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 112,000	75,000	

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 37,000	△ 37,000	△ 112,000	75,000	
一般正味財産期首残高	0	130,000	130,000	142,000	△ 12,000	
一般正味財産期末残高	0	93,000	93,000	30,000	63,000	
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	0	10,093,000	10,093,000	10,030,000	63,000	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入の増加に連動する費用(原材料費)に限り予算を超えて執行することができる。

報告第4号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和7年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

2025年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地（以下「公払法及び収用法等による買取り用地」という。）の取得を予定しています。

事業の区分		取得面積（㎡）	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	2,000.00	—	一宮市
	合 計	2,000.00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、公払法及び収用法等による買取り用地の処分を予定しています。

事業の区分		処分面積（㎡）	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	1,000.00	一宮市	覚書等に基づく
	合 計	1,000.00		

2025年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 2025年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,000.00 m²
- (2) 用地処分面積 1,000.00 m²

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入		
第1款 事業収益		134,715 千円
第1項 公有地取得事業収益		127,859 千円
第2項 附帯等事業収益		6,856 千円
第3項 補助金等収益		0 千円
第2款 事業外収益		103 千円
第1項 受取利息		85 千円
第2項 雑収益		18 千円

支 出		
第1款 事業原価		130,706 千円
第1項 公有地取得事業原価		127,564 千円
第2項 附帯等事業原価		3,142 千円
第2款 販売費及び一般管理費		3,357 千円
第1項 販売費及び一般管理費		3,357 千円
第3款 事業外費用		11 千円
第1項 支払利息		10 千円
第2項 雑損失		1 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額127,564千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的收入		258,334 千円
第1項 短期借入金		258,334 千円
支 出		
第1款 資本的支出		385,898 千円
第1項 公有地取得事業費		258,334 千円
第2項 短期借入金償還金		127,564 千円

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 短期借入金」による。

2 短期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れることができる。

第1表 短期借入金

借入の目的	限 度 額	借入の方法	利 率	償 還 の 方 法
公有地取得事業	258,334 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

2025年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業収益			
134,715	1. 公有地取得事業収益		
	127,859	1. 公有用地売却収益	○公払法及び収用法等による買取り用地
		127,859	
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業収益		
	6,856	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		4,514	
		2. 附帯事業収益	○公共事業等代替地管理事業負担金
		2,342	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
103	1. 受取利息		
	85	1. 受取利息	○預金利息
		85	
	2. 雑収益		
	18	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		18	
収 益 的 収 入 合 計		134,818	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業原価			
130,706	1. 公有地取得事業原価		
	127,564	1. 公有用地売却原価	○公払法及び収用法等による買取り用地
		127,564	
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業原価		
	3,142	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		2,342	
2. 販売費及び一般管理費			
3,357	1. 販売費及び一般管理費		
	3,357	1. 人件費	○報酬 233
		2,516	○給料 1,453
			○手当等 503
			○法定福利費 313
			○福利厚生費 14
		2. 経費	○旅費 30
		841	○需用費 370
			○役務費 260
			○使用料及び賃借料 10
			○負担金補助及び交付金 40
			○補償費 1
			○公租公課 61
			○減価償却費 59
			○雑費 10
3. 事業外費用			
11	1. 支払利息		
	10	1. 支払利息	○一時借入金利息
		10	
	2. 雑損失		
	1	1. 雑損失	
		1	
収 益 的 支 出 合 計		134,074	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的收入			
258, 334	1. 短期借入金		
	258, 334	1. 短期借入金	○公有地取得事業資金借入金
		258, 334	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的支出			
385, 898	1. 公有地取得事業費		
	258, 334	1. 公有地取得事業費	○用地費 200, 000
		258, 334	○補償費 50, 000
			○測量試験費 1, 000
			○諸経費 1, 000
			○支払利息 6, 334
	2. 短期借入金償還金		
	127, 564	1. 短期借入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金
		127, 564	

2025年度一宮市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	128,423	487,158	358,735
公有地取得事業収益	26,360	127,859	101,499
附帯等事業収益	6,886	6,856	△ 30
補助金等収益	0	0	0
受取利息	6	85	79
雑収益	18	18	0
短期借入金	1,326	258,334	257,008
事業未収金	0	0	0
前払費用	0	0	0
前年度繰越金	93,827	94,006	179
支払資金	34,417	392,349	357,932
公有地取得事業費	1,323	258,334	257,011
固定資産取得費	234	0	△ 234
未払金	0	0	0
短期借入金償還金	26,092	127,564	101,472
附帯等事業原価	2,930	3,142	212
販売費及び一般管理費	3,046	3,298	252
支払利息	3	10	7
雑損失	0	1	1
預り金等支出	789	0	△ 789
差 引	94,006	94,809	803

2025年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	127,859	
	(2) 附帯等事業収益	6,856	
	(3) 補助金等収益	0	134,715
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	127,564	
	(2) 附帯等事業原価	3,142	130,706
	事業総利益		4,009
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		3,357
	事業利益		652
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	85	
	(2) 雑収益	18	103
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	10	
	(2) 雑損失	1	11
	経常利益		744
	当期純利益		744

2025年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表
(2026年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	流動資産		
	(1)現金及び預金	94,809	
	(2)公有用地	746,027	
	(3)代替地	526,786	
	流動資産合計		1,367,622
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	ア 車両その他の運搬具	1,390	
	減価償却累計額	1,390	0
	イ 工具・器具及び備品	234	
	減価償却累計額	59	175
	(2)投資その他の資産		
	ア 長期性預金	10,000	
	固定資産合計		10,175
	資産合計		1,377,797

負債の部

1	流動負債		
	(1)短期借入金	510,178	
	流動負債合計		510,178
2	固定負債		
	(1)長期借入金	762,635	
	固定負債合計		762,635
	負債合計		1,272,813

資本の部

1	資本金		
	(1)基本財産	10,000	
	資本金合計		10,000
2	準備金		
	(1)前期繰越準備金	94,240	
	(2)当期純利益	744	
	準備金合計		94,984
	資本合計		104,984
	負債・資本合計		1,377,797

2025年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	127,859	
その他事業収入	6,874	
補助金等収入	0	
公有地取得事業支出	△ 258,334	
その他事業支出	△ 3,142	
人件費支出	△ 2,516	
その他の業務支出	△ 783	
小計		△ 130,042
利息の受取額		85
利息の支払額		△ 10
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 129,967

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	258,334	
短期借入金の返済による支出	△ 127,564	
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		130,770

4 現金及び現金同等物増減額（△は減少） 803

5 現金及び現金同等物期首残高 94,006

6 現金及び現金同等物期末残高 94,809

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
なお、今期末の有形固定資産の予定額は174,663円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 短期借入金（今期末予定額510,178千円）による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第5号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和7年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年2月26日提出

一宮市長 中 野 正 康

2025 年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

昨年度の日本経済は、GDP 成長率が実質約 1.3%と、コロナ禍のトンネルを抜け出して一定の成長を遂げることができました。また、消費者物価は前年比で 2.7% (年平均)、賃上げ率（春季民間主要企業平均）は 5.33%とそれぞれ上昇するなどデフレからの脱却に関しても進捗がみられました。しかし、その一方で、物価高騰やそれに伴う消費者の買い控え、中小企業等での人出不足他の問題が表面化するなど課題を残しました。

卸売市場に関しては、オンラインプラットフォームの普及など、近年の技術の進化やデジタル化の進展により運営や流通プロセスが大きく変わりました。

これらは消費者の利便性向上につながるため、今後も流れが加速すると思われ、卸売業者は生き残りのために新たな仕組みや技術に対応するなど競争力を高めることが大切になります。

一宮地方総合卸売市場株式会社（以下、卸売市場（株）と表記。）は、卸売業者の置かれた立場を理解し、課題解決への取り組みを支援していかなければなりません。さらに、財源確保や適正な施設運営、老朽化対応といった卸売市場（株）としての課題にも取り組み、生産者や消費者のニーズに応えられる市場を目指します。

2. 主な取り組み

(1) 卸売市場運営に係る取り組み（卸売業者支援等）

ア 信頼確保に向けた取り組み

食品偽装表示他の不正は、消費者の信頼を著しく損なうなど深刻な事態をもたらします。そのような事態を招かないよう、取扱者一人一人にコンプライアンスの遵守が、そして組織には厳格な規制と相互監視の仕組みづくりが求められます。当市場においても、消費者等への信頼確保のため以下の取り組みを進めます。

- ① 卸売市場で流通する生鮮食品の安全・安心確保に努めるため、生産者や生産地を明確にして情報提供に努めます。
- ② 食の安全・安心の根幹をなすポジティブリスト（残留農薬の基準）他の制度遵守の徹底を図ります。

イ 事業活性化への取り組み

市場は地場農産物や水産物他をこの地域の消費者に安定的に提供するために必要な拠点施設です。その役割を発揮するために、市場関係者は消費者ニーズを把握して事業拡大、活性化を図ることが大切になります。

卸売市場（株）は取扱高の増加につながるよう次の事業を実施します。

- ① 1996 年度から実施している「日曜新鮮市」について、内容の充実を図るなどにより来場者増を図ります。
- ② 季刊誌「ぐりーんりんぐ」について、2024 年度はテーマ野菜のレシピ動画をユーチューブに掲載しました。引き続き内容充実を図り、野菜や魚の消費拡大につなげます。

（2）卸売市場（株）としての取組み

ア 体制強化に向けた取組み

輸入食料の増加や量販店の産地直送、さらにはインターネット取引など流通の多様化が進み、全国的に卸売市場の取扱量は減少傾向が続いています。

2020 年 6 月には改正市場法が施行され、中央と地方、卸と仲卸間の垣根が取り払われました。これを契機に他市場では統合や民営化などが進められており、こうした動向を注視しながら、将来の運営方法他を幅広く研究します。

2025 年度は一宮市と協同で、当卸売市場について幅広く検討するため資料収集他を目的とした調査を実施します。（「一宮地方総合卸売市場の今後のあり方」検討に関する調査）これを基に施策展開して体制強化を図ります。

イ 施設の適正管理

市場の関係施設は開設から 40 年以上経過しており、建物や設備等の老朽化が進んでいます。引き続き施設の延命化を図る一方で、施設入居者がストレスなく利用できるよう、施設や電気、給排水設備他の点検を定期的の実施します。

ウ インフラ整備（施設改修）実施

上記イ記載のとおり、施設や設備の老朽化が進んでいます。2024 年度には老朽化した 2 台の高圧受電設備を更新しました。引き続き計画的に老朽化施設等を更新していきます。

エ 自主財源の確保

現在、店舗棟には複数の未入居の店舗がありますので、入居者を確保して自主財源の確保を図ることが必要です。貸出しに改修が必要な店舗もあり、2024 年度は 3 店舗を実施し、現在は民間業者を介して入居を広く募集しています。

卸売市場棟でも 2 つの事務所が未使用となっていますので、今後も計画的に改修等を実施して、空き店舗解消を目指します。

3. 計画目標（2025 年度市場取扱高）

取扱高 品 目		数量 (トン)	金額 (百万 円)
青 果 物	野 菜	9,154	3,384
	果 実	962	401
	その他	9	52
小 計		10,125	3,837
水産物		5	6
合 計		10,130	3,843

＊参考（過去3年の実績）

（単位：トン・百万円）

取扱高 品 目		2022年度		2023年度		2024年度 (1～3月は試算)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
青 果 物	野 菜	8,783	2,748	8,849	2,772	8,718	3,223
	果 実	1,092	385	976	360	916	382
	その他	11	104	11	63	9	49
小 計		9,886	3,237	9,836	3,195	9,643	3,654
水産物		4	5	4	5	5	6
合 計		9,890	3,242	9,840	3,200	9,648	3,660

4. 長期借入金の償還

2025 年度元金償還計画

借 入 先	償 還 金 (円)	返 済 財 源
一 宮 市	0	自己資金
愛知西農協①	5,871,000	自己資金
愛知西農協②	6,000,000	自己資金
愛知西農協③	0	自己資金
計	11,871,000	

* 2024 年度末長期借入金残高

一 宮 市	425,550,000円
愛知西農協①	5,871,000円
愛知西農協②	6,000,000円
愛知西農協③	78,990,000円

5. 預り保証金

2025 年度

(単位:円)

期 首 残 高	期 中 返 済 額	新 規 見 込 額	期 末 残 高
<u>22,983,463</u>	0	707,080	23,690,543

*新規テナント1コマ

2024 年度

(単位:円)

期 首 残 高	期 中 返 済 額	期 中 預 り 額	期 末 残 高
22,624,511	0	358,952	<u>22,983,463</u>

2025 年度一宮地方総合卸売市場株式会社 収支計画

單位：円

科 目	金 額		
営業収益			
売上高	9,000,000		
使用料	80,000,000		
施設使用料		89,000,000	
市場貸使		6,000,000	
市場共収		2,500,000	
市賃市雑受		7,445,000	
		10,000	
			104,955,000
営業費用			
一般管理費		2,300,000	
役員報酬		15,000,000	
役給賃退厚旅交会広水消修保借減負租車火通り清雑支		0	
職生費		600,000	
給付福利通		2,700,000	
福交際議宣光		170,000	
伝熱品		30,000	
賃料		10,000	
費		150,000	
費		3,000,000	
費		600,000	
費		22,000,000	
費		6,000,000	
料		5,600,000	
費		10,000,000	
金		4,000,000	
課		5,200,000	
費		250,000	
料		2,800,000	
費		130,000	
料		1,250,000	
費		4,500,000	
費		11,000,000	
息		800,000	
			98,090,000
税引前当期純利益等			6,865,000
税法当期純利益			3,089,250
			3,775,750